

令和3年大網白里市議会第1回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和3年3月5日（金曜日）午前9時59分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

岡田 憲二	委員長	中野 修	副委員長
引間 真理子	委員	森 建二	委員
堀本 孝雄	委員	宮間 文夫	委員

出席説明員

参事（社会福祉課長事務取扱）	秋本 勝則	社会福祉課副課長	戸田 裕之
社会福祉課主査兼障がい福祉班長	高橋 和也	社会福祉課主査兼社会福祉班長	飯高 芳志
社会福祉課主査兼保護班長	鰐淵 豪人		
子育て支援課長	小川 丈夫	子育て支援課副課長	松本 剣児
子育て支援課主査兼児童家庭班長	山田 直美	子育て支援課主査兼保育班長	古内 崇介
子育て支援館副館長	片岡 浩之		
高齢者支援課長	中古 稔	高齢者支援課副主幹	岡澤 祥子
高齢者支援課主査兼介護保険班長	花澤 勇司	高齢者支援課主査兼高齢者支援班長	山本 卓也
教育委員会教育長	深田 義之	教育委員会管理課長	石原 治幸
管理課副課長	北田 和之	管理課副参事兼学校教育室長	川崎 宏薫
管理課主幹	藤田 幸之介	管理課主査兼総務班長	須永 陽子
教育委員会生涯学習課長	石井 一正	生涯学習課副課長兼生涯学習班長	深山 元博
生涯学習課スポーツ振興室長	鬼原 正幸	生涯学習課スポーツ振興室主査	北田 尚史
生涯学習課スポーツ振興室主事	大月 卓矢	生涯学習課中央公民館長	飯田 剛
生涯学習課白里公民館長	佐久間 勝則	生涯学習課中部コミュニティセンター所長	石井 繁治
生涯学習課図書室長	佐久間 直美		
健康増進課長	板倉 洋和	健康増進課副課長	伊藤 文江
健康増進課副課長	内山 義仁	健康増進課副主幹	小田川 尚子

健康増進課主査兼 健康増進班長	川 寄 亜希子		
市 民 課 長	齊 藤 隆 廣	市 民 課 副 課 長	飯 倉 正 人
市 民 課 副 課 長	山 本 敬 行	市 民 課 主 査 兼 市 民 班 長	石 井 秀 樹
市 民 課 主 査 兼 高 齡 者 医 療 年 金 班 長	石 橋 恭 子	市 民 課 主 査 兼 市 国 保 班 長	島 田 洋 美
大 網 病 院 事 務 長	安 川 一 省	大 網 病 院 副 事 務 長 兼 医 事 班 長	古 川 正 樹
大 網 病 院 主 査 兼 管 理 班 長	石 井 満 世	大 網 病 院 主 査	内 山 貴 紀

---

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 委員長挨拶

### 第3 協議事項

#### (1) 陳情の審査について

- ・ 陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情
- ・ 陳情第4号 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐためあすなろ絵画日本一受賞のアイデアPCR検査が保険で1～2000円、小倉、東京、栃木、にあり 大網にもつくるべき低価格、自費検査拡大する事が出来る対策の陳情

#### (2) 付託議案の審査及び令和3年度予算概要について

- ・ 議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第19号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第21号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第23号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第24号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第25号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第28号 指定管理者の指定について
- ・ 議案第33号 令和2年度大網白里市病院事業会計補正予算

### 第4 その他

### 第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前 9時59分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（中野 修副委員長） はじめに、委員長からご挨拶をお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 皆様、誠にご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情2件、議案が8件、そして予算聴取であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（中野 修副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほう、よろしくお願ひいたします。

---

○委員長（岡田憲二委員長） 傍聴の希望者いますか。

（「おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。傍聴者は第二会議室で傍聴願ひます。

本日の出席委員は6名であります。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情

○委員長（岡田憲二委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 先ほどの小林さんからのお話の中にも、支え合いという言葉がありました。

現在の日本の後期高齢者医療制度は、本人支出以外の財源、4割を現役の健保組合からのお

金から賄われている状況です。ですので、特にこれから高齢化が進む中で、やはり高齢者の数が増えて若者の数が減っていくという中だと、どうしても現役世代を圧迫することに残念ながらなってしまう。

将来を考えたときに、やはり高齢者と若者が支え合っていくべきではないかと理解をいたします。私も現役世代の中からはいいますと、非常に若者が年金、特に年金ですね、について非常に苦しい思いをしている中では、やはり先ほどのお話にもありましたけれども、現在の75歳以上の1,680万人のうち、あくまでも今回は22パーセント、370万人が対象であると。

全ての高齢者が対象であるわけではないので、収入に応じた形でご負担いただくという形のもの、どこで線引きをするかというところはいろいろな考え方があるでしょうけれども、私は間違っていないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 私も森委員と同じで、やはり少子高齢化対策ということで、本当に高齢者の方を若い世代の人たちが支えなきゃいけないということと、実際に若い世代もなかなか収入を得るのが少ない中で、大変な思いをしている方が実際におります。

なので、国民社会で支えていかなければいけないという部分では、本当にご負担をかけますが、この75歳以上の2割負担というのは致し方ないのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 この2割負担でいいという意見ですか、皆さん。訂正したほうが。

（「訂正します。委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 すみません。そうですね。2割負担ということではなくて、窓口負担というのは現状で。

（「やむを得ないということだね」と呼ぶ者あり）

○引間真理子委員 やむを得ないということです。申し訳ありません。

○宮間文夫委員 さっき陳情者に質問したんだけど、負担能力に応じた課税強化を確保すべきですという内容で、本市が国と関係省庁に対し現行の1割負担の継続という意見書を出

すというのを、私、一議員としてはいかなものかと思って質問した結果、その文言は削除しても結構ですと陳情者は言っているんだけど、これ素案というか案というのがもうできているのかな。

(「この原稿のとおりです」と呼ぶ者あり)

○宮間文夫委員　じゃ、ちょっと委員長に聞きたいんですけども、陳情者はそう言っているんですけども、私、これがなければ財源の確保は、消費税10パーセントの中からとかいろんな、全員に対してじゃないからとかいろんなものが加味されて、1割負担が継続できるかも分からないけれども、政府に対してこういう文言が入っているのは、私とするといかなものかと思いますが、そういう意見です。

○委員長(岡田憲二委員長)　私の考え方も、前段のほうはみんなも理解すると思います。ただ、兵器の爆買だとかそういうようなことではなくても、清く正しい……。おかしくなっちゃうからね、私はそう思いますよ。

ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員　今の委員長のあれで、削除をするということですか。陳情書を。

○委員長(岡田憲二委員長)　いやいや、陳情者はそういうことを言っているけれども、このままでやって、それで採決すればいいじゃないですか。

○堀本孝雄委員　はい。

○委員長(岡田憲二委員長)　じゃ、そういうふうにして。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長)　ないようでございます。

次に、討論ですが、希望者はおりますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員　再度、自分は、負担能力に応じた課税強化を確保すべきですということを、本市が国、関係省庁に今までどおり現行でお願いしたいという意見書を提出することには反対です。

○委員長(岡田憲二委員長)　ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長)　よろしいでしょうか。

意見等が出尽くしたようなので、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 賛成なし。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で陳情第1号の審査を終わります。

---

◎陳情第4号 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐためあすなろ絵画日本一受賞のアイデアPCR検査が保険で1~2000円、小倉、東京、栃木にあり 大綱にもつくるべき低価格、自費検査拡大する事が出来る対策の陳情

○委員長(岡田憲二委員長) 次に、陳情第4号 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐためあすなろ絵画日本一受賞のアイデアPCR検査が保険で1~2000円、小倉、東京、栃木にあり 大綱にもつくるべき低価格、自費検査拡大する事が出来る対策の陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の皆様方の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 希望者にPCR検査を受けていただくのに、1,000円で受けることができるようにしてほしいということだそうですが、それは市の執行部に本議会が提案するって、これ委員長、何言っているんでしょうか。議案。目的は分かったんだけど、どういうふう

に手続するの。

(「発議案」と呼ぶ者あり)

○宮間文夫委員 発議案でいくの。

(「もし可決されれば発議案」と呼ぶ者あり)

○宮間文夫委員 可決されればね。

それで、執行部が……じゃないね。発議案になって、今度議会の承認ということですか、採決するわけですから。

○岡部一男議会事務局長 本議会に発議案をかけて、採決で採択になりまして、それを今度執行部に投げかけて、執行部がやるかどうかについては執行部のほうで判断という形になりますね。必ずなるかどうかというわけじゃないですね。そういう形の流れにはなっています。

○宮間文夫委員 ありがとうございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 次に討論ですが、希望者はありますか。

森委員。

○森 建二委員 先ほど私、協議会の席で、いろいろ書かれていますけれども、最大の願意はどこですかということで、最後にうがいですかということでお話を伺いましたら、そうだといいことでおっしゃいました。

ですので、今、大網白里市のホームページ、厚生労働省を含めた新しい生活様式について、特にうがいについては取り上げられていますし、うがいをしましょうということでの指針を市からもされている状況ですので、意見書内で願意は既にかなえられているのではないかと考えております。

そのため、この陳情を採択することには反対をいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成なし。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で陳情第4号の審査を終わります。

---

◎付託議案の審査及び令和3年度予算概要

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、付託議案の審査及び令和3年度予算概要に入ります。



まず、各課からの付託議案及び新年度予算の概要について説明を受けます。

全ての課の説明終了後に各議案の採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、社会福祉課を入室させていただきます。

(社会福祉課 入室)

○委員長（岡田憲二委員長） 社会福祉課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

どうぞ。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） はじめに、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣から順次、戸田副課長でございます。

○戸田裕之社会福祉課副課長 戸田と申します。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 保護班の班長で鰐渕です。

○鰐渕豪人社会福祉課主査兼保護班長 鰐渕です。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 社会福祉班の班長の飯高でございます。

○飯高芳志社会福祉課主査兼社会福祉班長 飯高と申します。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 障がい福祉班の班長の高橋でございます。

○高橋和也社会福祉課主査兼障がい福祉班長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、着座にて予算のほうの説明をさせていただきます。

今回、予算の説明という形になります。お手元に配付の予算特別委員会説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料の1ページ、総括表をご覧いただきたいと思います。

当課の収入合計は11億6,854万2,000円で、前年度より1,301万円減、率でいいますとマイナスの1.1パーセントとなっております。これは、生活保護扶助費の減額に伴う民生費国庫負担金の減額によるものでございます。

次に、歳出合計でございますが、16億5,889万4,000円で、前年度より1,527万5,000円減、マイナス0.9パーセントとなっております。これは、障害者サービス給付費等の増加を見込

んでいるものの、福祉作業所の廃止や障がい者計画の策定完了すること、また生活保護扶助費の減額等により、最終的には減額という形になっております。

それでは、主な事業についてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧くださいと思います。

社会福祉団体支援事業でございます。市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの各種団体への補助金等を計上しております。予算額は5,080万9,000円で、前年度より256万円の増となっております。これは、市社会福祉協議会補助金が前年度より268万4,000円増加したことによるもので、増加の理由といたしましては、福祉作業所の廃止に伴いまして、これまで福祉会館の指定管理料のほうに含めておりました福祉作業所の社協の担当職員1名分の人件費を、福祉作業所の廃止に伴いまして補助金のほうに今度振り替えたということで、この補助金のほうが増えていることとなります。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

心身障害者福祉費ですが、これは、障がい者個々の能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる環境を整えるための、各種助成金の支給に係る費用を計上しております。予算額は1,713万4,000円で、前年度より264万4,000円の増額となっております。こちらの増額の主な理由といたしましては、障害者グループホームの利用者増加による運営費補助及び家賃補助の増額によるものでありまして、こちらを前年度より447万4,000円増額したことによるものでございます。

これにつきましては、本年度の12月補正でちょっと不足しておりまして、グループホームの利用者が延びておるということで補正をさせていただいた経緯がございます。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

地域生活支援事業でございますが、こちらは、障がい者等が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、障害者の個々のニーズに応じた支援に取り組む扶助費を主に計上しております。予算額は2,970万2,000円で、前年度より61万1,000円の減額となっております。

主な事業内容といたしましては、障害者等日常生活用具費ということで、これはストーマ装具ですとか紙おむつ等の購入に対する給付になります。これにつきましては利用実績から、前年度より57万2,000円減の1,050万円としたことが減額の主な要因となっております。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。

福祉手当等支給事業となります。障がい者の財政的負担を軽減するための各種手当や、重

度心身障害者医療費助成金などの扶助費等を計上しております。予算額は1億1,123万5,000円で、前年度より666万9,000円の増額となっております。これは、重度心身障害者医療費助成金が、前年度より525万8,000円増の8,525万8,000円を計上したことによるものでございます。昨年8月から精神保健福祉手帳1級の方も対象となったことから、増額で計上しております。また、各種手当の受給者が増えたことも増加の要因となっております。

続いて、7ページをご覧いただきたいと思います。

障害者自立支援給付事業ですが、障がい者や障がい児がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスに係る給付や支援を行うものでございまして、障害福祉サービス費や障害児通所給付費、更生医療などの扶助費等を計上しております。

予算額は9億4,293万6,000円で、前年度より3,878万8,000円の増額となっております。この事業に係る予算につきましては年々増加しておりまして、サービス需要の推移を考慮して、障害児通所等給付費を前年度より1,000万増の1億1,000万円、障害福祉サービス費を3,000万円増の7億8,000万円を計上しております。

給付費の2分の1が国から、4分の1が県から負担をされますけれども、4分の1が市の負担となっております。年々財政負担への影響が大きい事業となっております。

続いて、8ページをご覧いただきたいと思います。

社会福祉総務事務費ですが、これは、福社会館の指定管理料及び社会を明るくする運動の開催に関する関連予算でございまして、委託料や報償費等の予算を計上しております。予算額は397万7,000円で、前年度より1,047万9,000円の減額となっております。これは、福社会館の指定管理料につきまして、福祉作業所を廃止することにより前年度より1,115万9,000円減額となるのが要因となっております。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

生活困窮者自立促進支援事業でございます。生活困窮者の自立に向けた就労支援や学習支援等を行う生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立相談支援事業や、住居確保給付金などに要する委託料や扶助費を計上しております。予算額は1,356万8,000円で、前年度より138万円の増額となっております。これは、新型コロナウイルスの影響を考慮して、住居確保給付金を前年度より110万3,000円増額したことによるものでございます。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。

生活保護扶助費でございますが、要保護の困窮の程度に応じまして必要な保護を行い、そ

の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に保護の決定、各種扶助の適用等を行うための扶助費を計上しております。予算額は4億8,300万円であり、前年度より5,400万円の減額となっております。これは、扶助費につきまして直近の実績額等を考慮し、精査したことによるものでございます。

こちらにつきましては、さきの2月補正予算におきまして6,600万円ほどの返還金が生じておりますが、年々予算額を過大にしていたということもありまして、返還額が生じておりましたので、実情に合わせて減額とさせていただきますのでございます。

以上が、社会福祉課が所管する来年度の当初予算の概要となります。よろしくお願いたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要について、質問等があればお願いいたします。どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 8ページ、3の1の1の委託料で福祉会館、作業所の廃止ということで、ちょっと減額、それで1,000万円くらいというので、じゃ、根幹のほうはもともとこのような金額なんで、ちょっとある意味意外だったものですから、その内訳について説明をお願いしていいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、課長どうぞ。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） これまでですと、大体福祉会館の指定管理料を仮に1,500万といたしますと、福祉作業所に係る部分とその他の相談事業とか、そういう地域福祉センターの機能の部分と2つございまして、福祉作業所の部分につきましては指導員の、先ほどの社協の職員の人件費プラス臨時的指導員が2名ほどおりますので、そういう指導員の人件費など。

あと、相談事業のほうの地域活動支援センターにつきましては、先ほどの相談事業ですとかそういう部分を担っているわけですがけれども、そちらにつきましては、相談員の報酬の部分ですとか建物自体の維持管理の部分がどうしても出てきますので、それが今回残っている300万で、維持管理がされるという形になります。

○森 建二委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 11ページなんですけれども生活保護費の件です。先ほど、昨年と比べて

6,000万ですか、減額したということで、課長のほうで今、例年多めに予算額を盛ったけれども、今年は精査した結果、こういうような形になったという説明を受けたんだけど、どの程度精査して煮詰めたような数字になったんですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 課長、どうぞ。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 11ページの19の扶助費のところを見ていただきますと、決算額で見ていただきますと、平成29年度決算は5億6,600万というふうになっているかと思えます。平成30年度は5億2,000万という形になっているというふうに思いますが、令和元年度が4億5,700万という形で、かなり実績額が落ちております。

こういう実績額に合わせて、今回それぞれの生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費を見込んでいるところがございますけれども、特に医療扶助費につきましては、その年に入院患者が多かったりしますと非常にやっぱり医療費が、10割全部市が負担する形になりますので、入院患者が多かったり大きな手術をする保護者の方がいたりしますと、その年は急に医療費扶助が伸びるという形がございます。

そういうことを踏まえて、ある程度、今までも余裕を持って予算を組んでいたんですけども、今回6,000万の返還もありましたので、足りなくなれば補正をするというような形に切り換えまして、今回は当初では、30年度決算の実績を見込んだ中で盛らせていただいています。

以上です。

○堀本孝雄委員 要は、実態に即して精査したということ。はい、分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 現在生活保護を受給されている方というのは、昨年より増えたんでしょうか。自立支援の相談件数といいますか、その状況というのは。実績というか、わかれば。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○鰐淵豪人社会福祉課主査兼保護班長 私の方から生活保護の人数についてまずご説明申し上げます。

令和3年2月1日現在ですけれども228世帯、266名となっております。昨年が同じ時期なんですけど、229世帯、人数276人ということで、ほぼ横ばいという形になっております。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○飯高芳志社会福祉課主査兼社会福祉班長 生活困窮者自立支援制度事業として、こちらのほ

う、現在NPO法人のリンクのほうに委託しておりまして、今年度新規件数は215件、これは1月末までの状態です。受け付けたのは215件、相談に至ったのは114件、プランをつくりまして個別のプランが34件。これを同時期の昨年と比べますと、去年が総受付件数117件、相談が58件、支援が28件でしたので、それぞれ1.8倍、2倍、1.2倍。その程度で増加しております。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 細かくて誠に申し訳ないんですけれども、考え方を補わせていただきます。

4ページ、5ページ、7ページですね。当初、事業概要に「障害者が」ということで害という字を漢字を使ってございますよね。これもできれば、公的なものは大体そうなんだけれども、できれば障害者と言わず、市のほうの方針にこういうようなことがあるんだけれども、こういうものも、外部に出ないからまだいいようなものの、つくるときにそういうものをできるだけ頭に使ってもらえると非常にうれしいなということです。すみません。

○委員長（岡田憲二委員長） 課長、どうぞ。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 今、堀本委員からご指摘いただきましたとおり、障がい者計画等につきましては全部、表記を平仮名の「がい」に統一させていただいておりまして、法律なども「害」という漢字を使っているんですけれども、法律の部分を表すときも、計画の中では平仮名表記で統一をさせていただいておりまして、こちらのほうがちょっとおろそかになってしまいまして、申し訳ございません。気をつけてまいります。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、社会福祉課の皆さん、退席していただいて結構です。

（社会福祉課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、社会福祉課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

以上で、社会福祉課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

◎議案第23号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第24号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第25号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、子育て支援課を入室させてください。

（子育て支援課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 子育て支援課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第23号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第25号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審査いたします。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった場合は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第23号、議案第24号及び議案第25号について説明をお願いいたします。

どうぞ。

○小川丈夫子育て支援課長 それでは、本日出席している職員を紹介させていただきます。

私の隣から、副課長の松本でございます。

○松本剣児子育て支援課副課長 松本です。よろしくお願いいたします。

○小川丈夫子育て支援課長 児童家庭班の山田でございます。

○山田直美子育て支援課主査兼児童家庭班長 山田です。よろしくお願いいたします。

○小川丈夫子育て支援課長 保育班の古内でございます。

○古内崇介子育て支援課主査兼保育班長 古内です。よろしくお願いいたします。

○小川丈夫子育て支援課長 子育て支援館副館長の片岡でございます。

○片岡浩之子育て支援館副館長 片岡です。よろしくお願いいたします。

○小川丈夫子育て支援課長 私、課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○小川丈夫子育て支援課長 議案第23号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、市の条例で定める基準について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、市が家庭的保育事業等の認可をする上で必要となる基準を定める本条例について、2点ございます。

1点目といたしまして、家庭的保育事業者等が施設を運営するに当たっては、当該施設の卒園後の受入れ先として保育所、認定こども園または幼稚園を連携施設として確保しなければならないとされておりましたが、今回の改正により、市長が地域型保育の提供を受けていた子どもを優先的に、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、連携施設の確保を不要とするものです。

2点目は、居宅訪問型保育事業の利用対象者に、保護者の疾患や疲労及び障がい等により保護者の養育を受けることが困難な乳幼児を追加するものでございます。

以上が議案第23号の改正内容でございます。

続きまして、議案第24号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、市の条例で定める基準について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、教育・保育給付に必要な基準を定める本条例においても議案第23号と同様に、家庭的保育事業者等が施設を運営するに当たっては、当該施設の卒園後期の受入れ先として保育所、認定こども園または幼稚園を連携施設として確保しなければならないとされておりましたが、今回の改正により、市長が地域型保育の提供を受けていた子どもを優先的に引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、連携施設の確保を不要とするものでございます。

以上が議案第24号の改正内容でございます。

続きまして、議案第25号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基



準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

本案は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、市の条例で定める基準について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員の研修の実施主体として、都道府県知事及び指定都市の長に加え、中核市の長を追加するものでございます。

以上が議案第25号の改正内容でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいまの説明に対して質問のある委員の発言を許します。どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 大きく2つお願いします。

23号、24号で、条例によって卒園後の受入れ先の連携施設の確保を不要とする。市長によって確保することによって、現状の市の動向の中で具体的にどういう動きが考えられてくるのか。また、考えられなくなってくるのかということをお聞きしたいことと、25号、政令指定都市の長に加え中核市、船橋、柏になると思いますが、これによって、大網の近隣には中核市はないと思うんですが、これで何か、どういう影響があるかを教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 小川課長。

○小川丈夫子育て支援課長 それでは、まず23号、24号の改正に当たって、現状本市が行っている事務に何か影響があるのかということについてお答え申し上げます。

本市につきましては、保育所の入所手続について、公立保育所そして私立の保育所、またはこども園、そして小規模保育事業、そして家庭的保育事業。それぞれ保育が必要な方々の入所については全て当課のほうで一括して審査しておりまして、その中で今回の改正内容でございます家庭的保育事業を利用されていた方、乳幼児が卒園に当たって次の保育所なり幼稚園なりに入所するということについては、その審査に当たって最優先とするというふうに当課のほうで定めておりますので、現状といたしましては、市長が必要な措置を講ずるという意味において全く変更なく事務はできます。

続きまして、25号の改正によって何か変更があるかということにつきましては、ご指摘のとおり、中核市の長を加えたとしても位置的に本市は遠い位置にありますので、現状は変わりません。具体的には、放課後児童支援員の研修については千葉県が行っておりまして、本市についてはそこに参加させていただいております。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

それでは、次に、新年度予算の概要についての説明をお願いいたします。

小川課長。

○小川丈夫子育て支援課長 それでは、令和3年度の子育て支援課が所管いたします予算の概要についてご説明いたします。

当課の事業につきましては、児童手当などの給付事業、DVや児童虐待の対策事業、保育所等の運営事業の3つの大きな柱があり、これらがより効率的に達成できるよう、過去の実績や今後の見込みなどの精査に努めながら、必要な事業費を計上させていただいております。

令和3年度当初予算の説明資料に沿って説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

歳入につきましては、前年度と比較して1.4パーセント、1,943万7,000円の増となる14億3,324万5,000円を見込んでおります。

歳入の内容は、当課が行う各種事業に対する国・県からの補助金や負担金等でございます。

資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは個別の歳入項目を掲げておりますけれども、金額の大きなものとしたしましては、上から16-01-01-04で、子どものための教育・保育給付費負担金が4億1,204万2,000円。これは、民間保育所の運営に係る費用の国庫負担分でございます。次に、16-01-01-06の児童手当国庫負担金、4億1,489万2,000円などとなっております。

資料戻りまして2ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

歳出につきましては、前年度と比較して2.4パーセント、5,123万1,000円の減となる20億7,324万5,000円を計上いたしました。減額の主な理由としたしましては、旧第一保育所の解体工事が完了したことによるものでございます。

歳出総額に対する歳入総額の割合がおおむね7割であることから、当課が行う事業は国・県からの補助金や負担金等で賄われている状況と言えます。

続きまして、個別事業の歳出について、主な内容を申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

学童保育事業でございます。本市では、公立の学童保育事業を7つ全ての小学校区において実施しております。当事業の歳出といたしましては、指定管理者が実施している大網小学校区以外の6つの小学校区分と、民間事業者2施設において実施する学童保育室に対する補助金でございます。

歳出額は5,482万6,000円を計上させていただきました。財源といたしましては、保護者が負担する利用料と、これを除いて算出される基準額の3分の2が国及び県からの補助金で賄われます。

次に、6ページをご覧ください。

ひとり親家庭等医療費助成事業でございます。市では、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費、調剤費の助成を行っております。今年度から開始しました現物給付方式への変更に伴い利用増加が見込まれることから、新年度では前年度より257万1,000円増の906万8,000円を計上いたしました。財源は、事業費の2分の1を県からの補助金として見込んでおります。

次に、8ページをご覧ください。

児童扶養手当支給事業でございます。こちらは、ひとり親家庭や親と一緒に生活することができない児童を養育する家庭を支援するために手当を支給するもので、1億5,312万6,000円を計上いたしました。財源につきましては、事業費の3分の1を国庫負担金として見込んでおります。

次に、10ページをご覧ください。

子育て交流センター運営事業でございます。子育てを総合的に支援する拠点施設である子育て交流センターの運営経費でございます。指定管理料4,575万円については、令和2年度から令和6年度までの5年間の債務負担行為を設定させていただいております。

指定管理料に含まれる学童保育事業及び子育て支援センター事業の財源については、それぞれの基準額の3分の2を国及び県からの補助金として見込んでおります。

次に、11ページ、要保護児童対策事業でございます。

近年、虐待などが深刻化する中、見守りが必要な家庭の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会代表者会議をはじめ実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関や専門家との連携をさらに強め対応してまいります。様々な事案に対応するため、家庭相談員2名分の人件費が主な内容で、343万4,000円を計上しております。

次に、13ページをご覧ください。

児童発達支援事業でございます。当事業につきましては、就学前の発達に気になる児童と保護者が一緒に通園し、身体の機能訓練をはじめ集団への適応訓練や相談を行うもので、子育て支援館のきりん幼児教室で実施しております。こちらも指導員の人件費が主な内容で、1,197万3,000円の予算を計上させていただいております。

財源につきましては、利用者負担金と国保連合会からの障害児通所給付費等の負担金でございます。

次に、14ページ、民間教育・保育施設給付費でございます。

市内の私立保育園及び市外の保育園等に委託する際の、保育園等に対する運営費並びに認定こども園、小規模保育等に対する給付費として支出するもので、前年度と比較して1,954万9,000円の増となり、8億1,769万2,000円を計上いたしました。増額の要因といたしましては、国が定める公定価格の改定による保育単価の上昇によるものでございます。

保育児童数については、施設や保育士の配置状況等を勘案し最大限の受入れを求め、市内の6つの私立保育園と市外への委託を含め、460人分の運営費を12施設の委託料として計上いたしました。また、認定こども園等への給付費につきましては、合計で240人の利用者を想定し、18節の負担金補助及び交付金に計上いたしました。

なお、これらの財源内訳は、国が3億9,126万9,000円、県が1億6,702万8,000円、市が2億787万3,000円でございます。

次に、15ページ、民間保育所運営事業でございます。

こちらは、市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育において、延長保育や一時預かり、病後児保育など特別な保育内容に対する補助金や、民間保育施設で勤務する常勤保育士の処遇改善に対する補助金でございます。国・県からの交付金を財源といたしまして、1億175万7,000円を計上いたしました。

続きまして、16ページの保育所事務費と17ページの保育所管理費については、いずれも公立保育所の運営管理に必要な経費として計上しております。

保育所事務費は、会計年度任用職員の保育士の人件費などが主なものとなっており、期末手当の増額に伴い、前年度比518万1,000円増の4,457万8,000円を計上いたしました。保育所管理費は、給食の材料費や施設管理上の委託費など3,149万5,000円を計上しております。

次に、18ページの保育総務事務費でございます。

幼稚園の預かり保育や認可外保育への利用給付が主なもので、1,057万8,000円を計上いたしました。こちらの財源は、2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1が市となっております。

ります。

次に、19ページの子育て支援館運営事業でございます。

子育て支援館において実施している事業は、子育て支援センターとして、通称マリールームの運営、ゼロ歳から1歳児の保育を行う小規模保育事業、保護者の通院や買物の際に一時的に子どもを預かる一時保育事業、子どもの送り迎えなどの援助を受けたい方と援助を提供する方を仲介する、ファミリー・サポート・センター事業がございます。これらに係る経費として2,538万2,000円を計上いたしました。こちらも、会計年度任用職員の期末手当の影響などにより増額となっております。

続きまして、20ページの児童手当費でございます。

こちらは、子どもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るため、中学生までの児童に対して手当の支給をするものでございます。新年度におきましては、前年比684万4,000円の減となる6億76万1,000円を計上いたしました。財源につきましては国・県・市の負担割合が定められておりますが、代表的な例で申し上げますと、3歳以上の支給額の場合、3分の2を国、6分の1を県、そして残る6分の1を市が負担する仕組みとなっております。

最後に、21ページの子ども医療対策事業でございます。

市では、子ども医療費に係る経済的な負担を軽減し子どもの健全育成を図るため、通院・調剤・入院の全てにおいて、中学校卒業までの児童を対象に医療費の助成を行っております。本事業につきましては、近年、子育て支援に関するニーズが多様化し、児童福祉に係る経費が増加する一方で市の財政は非常に厳しい状況にあり、財政健全化に向けた緊急的な取組において見直すこととされております。

このため、ゼロ歳から小学校3年生の入院と通院、小学校4年生から中学校3年生までの入院に係る医療費について、これまでは自己負担なしとしてきたところでございますけれども、近隣市をはじめとする県内の市の状況を鑑み、新年度の受給券の切替えに合わせて、自己負担額を300円頂くこととしております。なお、住民税が均等割のみの世帯につきましては、300円の自己負担額はかからないということになっております。

これによりまして、新年度予算では前年比569万4,000円の減となる1億5,010万2,000円を見込んでおり、財源といたしましては、県の補助金4,240万1,000円を予定しているところでございます。

以上、雑駁ではございますが令和3年度当初予算案の概要について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 14ページなんですけれども、3-2-2ですね。季美の森幼稚園が認定こども園に移行して、給付費が増額ということになっているんですけれども、具体的に季美の森認定こども園のあれは個々にはどのくらいのあれですか。増額の要因というのは、要するに人数ですか、それとも……これが分かりましたらお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○古内崇介子育て支援課主査兼保育班長 来年度の増額の要因といたしましては、季美の森幼稚園が認定こども園になるのは今年度になっておりますので、来年度分は季美の森が増えたから増額となっているわけではなくて、単純に公定価格、国が定めた保育園児1人に対して幾ら支払いなさいというものの伸びを見込んだ上で、この増額になっているものになります。なので、季美の森幼稚園が増えたというわけではなくて、全体的に保育の単価が上がっているんで増額になっているんですけれども。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 要するに、認定の給付費のところというのは単価が上がったということですか、国の定めた単価が。

○委員長（岡田憲二委員長） 古内班長。

○古内崇介子育て支援課主査兼保育班長 一応、国の法定価格は毎年上がっているものになっていますので、その分を見込んだ上で増額させていただいたものになりますので、受入れの人数が増えているということではないです。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

森委員。

○森 建二委員 関連になるんですけれど、14ページ、15ページが民間保育所について。これも同じような形で、件数として全体の民間の保育の子どもたちが増えているわけではなく、国が定める単価の上昇ということなんでしょうか。

また、民間は今、市内だと保育園が6つありますけれども、今後、認可外に移行する前に2件、あひるさんだとかがあられて、またそれでおさまった状態ということがあるんですけれども、今後そういった予定というのは今考えられているんでしょうか。

それともう1点、21ページの子ども医療対策で、今までまったくの無料で、中学校3年生まで無料であったものが300円ということで、具体的にその件数、1件300円もらうことによる財政上、数字上は1億5,500万なり1億6,000万とあまり変わらない、多少抑えられる形になるんですが、この300円というのはどういう形で影響を与えた形になるのかをちょっと教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 小川課長。

○小川丈夫子育て支援課長 まず、1点目の保育供給量のことですね、につきましては、昨年度と比較しまして変更はございません。ご指摘のとおり、単価の上昇によって予算上は増額というふうになっております。

2点目の子ども医療費については、件数というのは……。

○委員長（岡田憲二委員長） 山田さん。

○山田直美子育て支援課主査兼児童家庭班長 子ども医療費の助成なんですけれども、現状につきましては、人数は手元に持ってこなかったので申し訳ないんですけれども、6歳までは6,000万の助成をしております。今回500万の減額になっているんですけれども、年額では、300円をとることによって1,200万円の減額を見込んでおります。

今年度500万から600万近く減額を見込んだのは、8月に更新があります。更新に合わせて見直しをかけていきたいと考えておりますので、6か月分の半分の今年度は600万という、500万から600万の変更を見込んでいるということです。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

森委員。

○森 建二委員 あと1点。さきほどお話をした6件の私立保育園がありますけれども、今後何かこれに変更というか、何か考えられるかということが答弁漏れだと思いますので、お願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 小川課長。

○小川丈夫子育て支援課長 失礼いたしました。

今後の変更につきましては、今、入所の決定通知を出させていいただいている時期でございますが、その中で、保育園等への需要がどのくらい高まっているのか、もしくは減っているのか。あと、教育委員会の幼稚園の需要と供給はどうなっているのかというのを精査した上で、また子ども・子育て会議でお諮りした中で検討していきたいというふうに考えております。

保育園の入所人数につきましては、子ども・子育て支援事業計画が令和2年度から令和6年度までとして定められておりまして、この中で決定されておりますので、この計画に現状が合っているかどうかということをよく精査した上で、検討してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 現状では数を増やすとか認可を増やすとかいう予定は現状ではない。あくまでもこの春の募集状況に応じてまた改めて考えるという形ですね。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

子育て支援課の皆さん、退席していただいて結構です。

（子育て支援課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、子育て支援課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 以上で、子育て支援課の付託議案の審査及び新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

---

○委員長（岡田憲二委員長） 再開いたします。

（午前11時21分）

---

◎議案第21号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、次に高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 高齢者支援課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第21号 大網白里市介護保険条例の一



部を改正する条例の制定についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第21号についての説明をお願いいたします。

どうぞ。

○中古 稔高齢者支援課長 高齢者支援課です。よろしくお願いいたします。

はじめに、職員の紹介をさせていただきます。

向かって右側、地域包括センターの岡澤でございます。

○岡澤祥子高齢者支援課副主幹 岡澤です。よろしくお願いいたします。

○中古 稔高齢者支援課長 続きまして、高齢者支援班長の山本です。

○山本卓也高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 山本です。よろしくお願いいたします。

○中古 稔高齢者支援課長 続きまして、介護保険班長の花澤です。

○花澤勇司高齢者支援課主査兼介護保険班長 花澤です。よろしくお願いいたします。

○中古 稔高齢者支援課長 私、高齢者支援課長の中古と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第21号について説明させていただきます。

議案第21号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

議案第21号ですけれども、改正の趣旨ですが、令和3年度から3年間を計画期間とします第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせまして保険料を改定するとともに、介護保険法施行令等の改正に伴う所要の改正をしようとするものでございます。

改正の概要ですが、1点目として、保険料の見直しです。第8期の計画策定に当たり、認定者数の推移と介護保険事業費の見込額を推計した結果、65歳以上の1号被保険者の第8期の介護保険料基準額について、年額6万3,600円から6万8,400円に、月額では5,300円から5,700円に見直そうとするものです。

続きまして、2点目といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴うもので、個人所得課税の改定により給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたことを受けまして、介護保険料や保険給付費の負担水準に

ついて不利益が生じない措置として介護保険法施行令の一部改正が行われたため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、3点目といたしましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴うもので、介護保険法施行規則の一部改正により、本市が定める所得段階のうち第7段階と第8段階の基準所得金額が引き上げられたことから、条例で定める基準所得金額についても引き上げるものでございます。

以上が改正の概要の主なものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、ただいま説明のありました議案についてのご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

ありませんか。

森委員。

○森 建二委員 お疲れさまでございます。

保険料の見直し全体としては、月額基準でいうと400円増やされるという部分と、3番の一部改正に伴うものが、この図でいうところの太枠の部分がそれだという考えでよろしいですかね。そうしますと、いわゆる全体、もともとの趣旨が公平性を担保するためのということになりますが、公平性というのを全体の枠の中で、今回の改正によってどの程度修正されるというか、公平性が担保されるという部分はどの金額の部分なんでしょうか。それとも全体的に、もう完全に平均してなるという考えでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 所得金額の10万円引上げのところですけども、所得税法の法律の改正に伴いまして、先ほども説明しましたけれども、所得金額を計算するに当たりまして給与費だとか年金だとかという基礎控除があります。それが引き下げられまして、その引き下げられた分に相当分が、今度は基礎控除額が10万円引き上げられましたので、実際は影響はほとんどないものと考えております。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

○森 建二委員 はい、分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 お疲れさまです。

令和3年度から3年間で計画期間とするということで、この3年間の計画期間は変わらず、

その3年後の翌年からの金額といたしますか、保険料になるということでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 花澤さん。

○花澤勇司高齢者支援課主査兼介護保険班長 今回は令和3年度からの変更になります。3、4、5年がこちらの金額ということですか。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

引間委員。

○引間真理子委員 そうしますと、また3年後には見直しといたしますか、変わるということにもなるということでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 この計画につきましては、今第8期計画ということで令和3年から5年までの3年間になります。また今度、令和6年以降につきましては、また9期計画ということで、おそらく3年間のスパンでまた計画策定に当たるようになります。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） じゃ、よろしいですね。

それでは、次に新年度予算の概要についての説明をお願いいたします。

○中古 稔高齢者支援課長 それでは、新年度予算の概要につきましてご説明申し上げます。

高齢者支援課におきましては、高齢者支援班、介護保険班、地域包括支援センターの2班1センターの体制で業務を行っております。会計といたしましては、一般会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の3会計を所管しております。

はじめに、一般会計についてご説明させていただきます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の歳入合計ですが、4,950万8,000円で、令和2年度当初予算と比較いたしますと266万4,000円、対前年度比で5.7パーセントの増額となっております。主な増額の理由といたしましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置に係る国・県の負担分として、民生費国庫負担金621万6,000円及び民生費負担金310万8,000円が増額したためでございます。

一方、歳出ですが、経費削減を図るべく事業の見直しに努めましたが、歳出合計は7億4,744万4,000円で、令和2年度当初と比較いたしますと1,974万1,000円、対前年度比で2.7

パーセントの増額となっております。増額の主な理由ですけれども、先ほど歳入で説明申し上げましたが、介護保険料の軽減措置負担分を含む介護保険特別会計への繰出金の増によるものとなります。

なお、歳出につきましては、主なものを各項目ごとに説明させていただきます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

老人福祉センター管理費になります。老人福祉センター管理費につきましては、主に老人福祉センターの指定管理に伴う委託料1,051万円のほかに、災害時の非常用照明器具のバッテリー交換工事として84万6,000円を計上したものでございます。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

5ページですけれども、老人福祉対策事業費です。

これは、緊急通報体制整備事業の予算額が前年度と比較して減額となっておりますが、これは近年の利用実績の減少と、利用者自己負担額の引上げにより委託料が20万円減額となっております。また、はり・きゅう・マッサージ等の給付費につきましては、おおむね同額を計上いたしております。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。

老人福祉事務費につきましては、主に山武郡市広域行政組合において運営しております養護老人ホーム坂田苑に対する負担金として1,571万6,000円と、市老人クラブ連合会に対する健康づくり事業補助金64万5,000円と連合会への補助金270万6,000円の、合計335万1,000円を計上しており、総額といたしましては差引き30万9,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。

敬老対策事業費につきましては、100歳を迎えられた方へ長寿を祝福するため、慶祝状と祝い金を贈呈しており、令和3年度におきましては10名の方への贈呈を予定しております。また、88歳を迎えられます米寿者においては、慶祝状と祝い金を贈呈しており、268名の方を見込んでおります。

続きまして、ちょっと飛びまして10ページをご覧くださいと思います。

こちら繰出金ですけれども、一般会計から介護保険特別会計への繰出金ですが、前年度と比較いたしますと3,324万2,000円増額し、6億7,341万5,000円を計上しております。この増額の主な理由ですけれども、先ほどご説明いたしました低所得者に対する介護保険料の負担軽減を図る国や県の負担分の増加と、介護給付費の増加に伴う繰出金の増加によるものとなっております。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。

シルバー人材センター事業につきましては、運営費の補助金を前年度比3パーセント減じて460万円を計上しております。これは、市の補助金等の方針で3パーセントカットということで減額で計上しております。

一般会計については以上となります。

続きまして、介護保険特別会計を説明いたします。

介護保険特別会計ですけれども、16ページから18ページまであります総括表をご覧くださいと思います。17ページ、18ページをご覧くださいと思います。

そこに合計額が載っています。歳入歳出それぞれの合計額44億5,303万7,000円で、令和2年度当初予算と比較し1億3,292万3,000円、対前年度比で3.1パーセントの増額となっております。

予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間といたします第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づきまして予算計上を行っております。歳入におきましては、保険料の改定を見込むとともに給付費の増加に伴い国・県負担金等の増額を見込んだ予算を計上しております。また、自立支援・重度化防止等の取組を支援するために、保険者機能強化推進交付金及び保険者協力支援交付金についても見込んでおります。

なお、歳出におきましては、高齢者の増加に伴いまして経常的な経費を除いては各事業の見直しを行い、可能な限り費用の削減に取り組んでおるところでございます。

歳出の詳細になりますけれども、各項目の主なものにつきましてご説明させていただきます。

21ページをご覧くださいと思います。

介護保険の一般管理事業につきましては、介護保険の給付管理に係る事務費を計上しておりますが、令和2年度と比較いたしますと382万1,000円の増額となっております。これの主な要因ですけれども、介護保険制度の改正に対応するため、介護保険システムの改修費を計上したことにより委託料が増額となっております。

続きまして、22ページをご覧くださいと思います。

賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収を行うための事務費を計上しておりますが、高齢者の増加に伴いまして29万2,000円の増額を見込んでおります。

続きまして、23ページをご覧くださいと思います。

認定調査等の費用につきましては、介護認定調査に係る経費を計上しておりますが、こち

らの高齢者の増加に比例いたしまして介護認定申請件数も増加が見込まれていますことから、それぞれ所要額を勘案いたしまして計上しております。

24ページをご覧ください。

こちらは認定調査会共同設置負担金ですが、認定調査費同様申請件数の増加に伴い所要額を計上しております。

続きまして、27ページをご覧ください。

介護給付費の関係でありますけれども、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づきまして算出されました所要額を、それぞれ勘案しまして、サービス給付関係ですけれども、27ページから32ページまでがそれぞれサービスの種類別に計上させていただいております。

続きまして、33ページをご覧ください。

地域包括支援センター運営事業につきましては、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメント等の業務を行うとともに、地域包括ケアシステムを構築する上で中心的役割を担う事業となっておりますが、前年度と比較いたしまして総額812万3,000円の増額となっております。これの主な増額要因ですけれども、介護サービス事業特別会計からの主任介護支援専門員、ケアマネジャーですね、その2名分の人件費を会計間で移行したことによりまして、増額となっております。

続きまして、34ページをご覧ください。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築のためには欠かせない事業であり、地域での支え合いや助け合いを継続して進めることが大変重要となっております。現在、社会福祉協議会へ事業委託を行っており、社会福祉協議会及びコーディネーターとの協議を重ねながら、進捗状況に合わせた形で予算計上を行うとともに、今後関係各団体との連携を図り、情報を共有しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

35ページをご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築のためには欠かせない事業でありますので、今後も顔の見える関係づくりをテーマに、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護士、市職員など多職種を一堂に集めた研修会などを行い、引き続き連携を図っていききたいと考えております。

続きまして、36ページをご覧ください。

認知症施策推進事業につきましては、年々増加する高齢者数に比例して認知症等による徘徊

回行動と思われる事案が増えておりますことから、新たに認知症高齢者の見守りに係る費用を計上しております。この事業ですけれども、徘徊行動のおそれがある高齢者を、在宅で介護している家族に対して、高齢者の所在が不明となった場合に備え、その居場所を探索し保護の支援を行うサービスで、QRコードがついた見守りシールというものを交付して、徘徊のおそれのある方にシールを貼っていただいて、高齢者の安全確保の仕組みを整える事業として実施しようとしているものでございます。

続きまして、飛びまして資料の41ページをご覧ください。

成年後見制度利用支援事業につきましては、主に報酬等の扶助を受けながら、成年後見制度利用が困難な状況にある高齢者の成年後見人に対する報酬扶助を行っておりますが、前年度と比較して1名分、今1名増員が見込まれておりますので、1名分を増額し、6名分の報償費を見込んでおります。

次に、42ページをご覧ください。

介護用品支給事業につきましては、在宅で要介護度の4と5の方を介護されている方に対して、おむつ等の介護用品購入に係る費用の一部を扶助しておりますが、前年度と比較して140万3,000円の減額となっております。これは、施設入所等の増加に伴いまして利用者が減少する見込みであることと、平成31年度に月額5,000円から4,000円に扶助費を引き下げた実績に合わせて減額となっております。

続いて、44ページ、45ページをご覧ください。

訪問型サービス事業及び通所型サービス事業につきましては、要支援1、2及び事業対象者に対する介護予防に取り組むサービス費について、所要の予算額を計上しております。

また、45ページの委託料に、介護予防対策の一環として身体機能の回復を目指す事業、通所型サービスA並びに専門病院の協力を得て短期集中的にリハビリを施すことで、国が定める自立支援を促す事業、通所型サービスCにつきましても、引き続き取り組んでいくもので予算計上しております。

続きまして、また飛びまして48ページをご覧ください。

介護予防普及啓発事業につきましては、運動機能、口腔機能、認知機能の向上を図るための介護予防に関する事業になりますが、各業務の予防効果などを検証しながら見直しを行い、所要の予算額を計上しております。

続きまして、50ページをご覧ください。

介護支援ボランティア事業につきましては、介護施設等でボランティアを行った際に、活

動時間に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じて交付金を交付することにより、地域貢献と社会参画を奨励する事業となっております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス対策に関連して事業を見合わせておりますが、今後の動向を踏まえながら、また事業の再開に向けての最小限の予算を計上しております。

以上が介護保険特別会計の予算になります。

最後に、介護サービス事業特別会計になります。

資料58ページをご覧くださいと思います。

地域包括支援センターで行います、要支援者1、2及び総合事業対象者に対するケアプランの作成に係る収支を提示しております。

歳入歳出それぞれの合計では2,524万3,000円で、令和2年度と比較して371万2,000円、対前年比で12.8パーセントの減額予算となっております。

歳出の詳細につきましては、資料の60ページをご覧くださいと思います。

介護予防支援事業の主な減額の要因ですけれども、先ほど介護保険特別会計におきまして地域包括支援センター運営事業の中でも説明させていただきましたが、介護保険特別会計に主任介護支援専門員2名分の給与を移行したことにより、その2名分がこちらの会計のほうで減額となっております。また、介護予防サービス計画の作成委託の件数ですけれども、増加することが見込まれておりますので、その所要の金額を計上しております。

介護保険特別会計は以上となります。

3会計、以上が高齢者支援課における令和3年度の予算説明となります。

以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

引間委員。

○引間真理子委員 13ページのシルバー人材センターなんですけれども、人員確保といいますか、コロナとかで仕事も少なくなるのかちょっと分からないんですけれども、求人等、人員確保というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 シルバー人材センターの会員の確保ですけれども、ホームページや広報、あとチラシとかでご案内させていただいているんですけれども、今現在ですと増減がほとんど、110名程度を維持している状況です。事業につきましても、春先の最初の第1



回の緊急事態宣言のときは若干事業が縮小されたようではございますけれども、今回等につきましては細心の注意というか、ガイドラインに沿って事業を行っているというふうに聞いております。

○引間真理子委員 ありがとうございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 4ページ、老人福祉センター、平成20年から指定管理者制度を導入して12年ぐらいになるんですか。同じ指定先なんですか。現在、今度の令和3年度予算に盛り込んでますけれども、指定管理料1,060万4,000円。これの内容が分かれば教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 老人福祉センターの指定管理ですけれども、当初から社会福祉協議会に、募集して選定した結果、社会福祉協議会に委託している状況です。

委託料なんですけれども、この主なものは職員を常駐させておりますので実質2.5人、土日とかもありますから、平均しますと2.5人体制に係る人件費が主なものとなっています。あと電気だとか。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 まず、5ページの老人福祉対策事業で、金額は大きくないんですが、はり・きゅう・マッサージ等の給付金。多分決算のときにも私言わせていただいたと思うんですが、多分いわゆるバブルの頃から高齢者に対する思いやりのな感覚のものだと思うんですが、やはり一部の高齢者の方たちははり・きゅう・マッサージを好まない方も当然いらっしゃいます。

ですから、そういった意味で公平性という意味でどうなのかというふうに私は思っていますし、また、これがもし医療行為と絡むのであれば、それは当然介護保険ですとか国民健康保険等で賄うべきものであると考えますので、今後これがずっと予算に乗っていくことが正しいのかどうかということ伺いたしたいと思います。

それと、34ページの生活支援体制整備事業、社会福祉協議会に委託するという形で話をされていますが、多分委託という形で、ある意味ちょっと社協に丸投げ的な感覚になってしまわないかという部分をちょっと危惧いたします。

今、コロナ禍のこういう状況の中で、社協のメンバーが75歳以上の高齢者のご自宅を見回

りとかかれて、コロナ禍ですので直接ふれあいができないとか、情報のやりとりがなかなか厳しいという状況は多分ご理解いただいているかと思いますが、いわゆる生活支援体制整備という部分で、現状きちんとそのあたりを含めて進んでいるのか。

数年後には完全にこの地域包括ケアシステムが動かなければならないという中で、ちょっとその部分については危惧をしておりますが、いかがでしょうか。その2点お願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 まず最初の1点目の、はり・きゅう・マッサージの助成ですけれども、今現在利用者は100名ちょっといらっしゃいます。条件ですけれども、75歳以上で月2回を限度として、年間にしますと最高で24回利用できるようになっております。

医療との関係ですけれども、ちょっと細かいことまではあれですけれども、これの財源といたしまして後期高齢者医療連合のほうから一部財源が充当されている部分がありますので、必要性というか、そのへんはこのまま続けていってもよいのかなとは思っています。

あと、社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業ですけれども、丸投げになっているんじゃないかというお話ですけれども、今、第1層のコーディネーターということで、2名委嘱しております。そのうちの1名が市職員で、委託先の社会福祉協議会のほうの職員1名ということで2名体制にしておりますので、その中で協議して、職員もうちのほうで行っていますので、そういう中で市のほうの考え方というか、丸投げという形ではないと考えております。

事業の内容等ですけれども、ご存知だと思いますけれども、協議会の中でそれぞれ模索しながら事業を進めて取り組んでおりますので、昨年度困り事の調査をさせていただいて、そういうのを集約した中で、今回コスモス手帳というものを作成いたしております。そういう中で、また来年度につきましては、この協議会の中で事業を検討しながら進めていただけるものと考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 まず、はり・きゅう・マッサージの利用が100何名、100何名いるからいいんじゃないかという考え方はちょっと僕はおかしいなと思いますし、介護保険から一部出ているという形でも、当然市の持ち出しがあるものだと思いますので、公平性という面で私は非常に疑問ですし、こういった時代錯誤的な施策はやめたほうがいいのかと思っています。

また、社会福祉協議会に生活支援体制整備事業は委託という形ですけれども、石川課長も

行かれて非常に好意的に動いていらっしゃると思いますし、また、コスモス手帳もすごくいい内容のものだと私も思っております。ぜひ社協としてこういう方と連絡を密に取って、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 2ページなんですけれども、予算編成の基本的見解の中で委託費の抑制ということが出ていますが、46、49、50ページに委託料とか出ていますけれども、この委託費の抑制というのは具体的な事業というのは何事業か。今後なかなか抑制というのは難しいと思うんですけれども、委託費の抑制という事業は何でしょう。ちょっとこの項目を見てもなかなか減額になっているようなところはないんですけれども、そのへんはどういう事業でしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 中古課長。

○中古 稔高齢者支援課長 2ページ目の冒頭のところで、編成の基本的見解のところの委託費の抑制を図りながらということ。総合的に委託料の抑制を図ったということなんですけれども、5ページ目の委託料が20万減額になっております。また、7ページ目の措置費関係ですけれども、そこも減額となっています。

あと、細かいところになりますけれども、各種事業予算項目の中で、内部的なシステム関係だとかのいろんな委託事業があります。そういうものもなるべく削減できるようにつくり上げたということで、こういう表現をさせていただいております。

○堀本孝雄委員 はい、分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、高齢者支援課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（高齢者支援課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、高齢者支援課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございましたらどうぞ。

森委員。

○森 建二委員 はり・きゅう・マッサージはそろそろやめたほうがいいのではないかと思います。

ます。これを申し送りしていただくかどうかは委員長に一任いたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 はり・きゅうを知らない方も実際いらっしゃるということもあるので、ちょっと公平性というか、また、それを楽しみにしている方も実際いるということで、難しい問題ではあるなと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） じゃ、よろしいでしょうか。

それでは、以上で午前の予定を終了し休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

（午後 0時05分）

---

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○委員長（岡田憲二委員長） 教育委員会管理課を入室させてください。

（教育委員会管理課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 管理課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にてお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

どうぞ。

○石原治幸教育委員会管理課長 それでは、教育委員会管理課でございます。

はじめに、出席者を紹介します。

最初に、深田教育長でございます。

○深田義之教育委員会教育長 よろしく申し上げます。

○石原治幸教育委員会管理課長 後列で、副参事の学校教育室長の川崎でございます。

○川崎宏薫管理課副参事兼学校教育室長 よろしく申し上げます。

- 石原治幸教育委員会管理課長 隣が副課長の北田でございます。
- 北田和之管理課副課長 よろしく申し上げます。
- 石原治幸教育委員会管理課長 その隣が総務班長の須永でございます。
- 須永陽子管理課主査兼総務班長 よろしく願いいたします。
- 石原治幸教育委員会管理課長 その左が学校教育室の主幹の藤田でございます。
- 藤田幸之介管理課主幹 よろしく願いいたします。
- 石原治幸教育委員会管理課長 最後に私、課長の石原です。どうぞよろしく申し上げます。

着座にて説明します。

それでは、令和3年度当初予算の概要について説明申し上げます。

資料1ページから3ページの総括表をご覧ください。

はじめに歳入ですが、令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、幼稚園保育料が主な内容である教育使用料が大幅に減額、幼稚園就園奨励費補助金を主な内容とする教育費国庫補助金がなくなりました。これに代わり、子育てのための施設等利用給付費負担金として、民生費国庫負担金及び県の民生費負担金を計上しております。金額については、入園見込数で算出しております。

次に、歳出ですが、総額は6億7,277万7,000円で、前年度に比べ2,049万9,000円、3.1パーセントの増額となっております。特筆すべき内容としましては、GIGAスクール推進事業について、今年度1人1台の端末と高速大容量のネットワーク整備を完了しましたが、その運用に関わる必要な経費を計上しております。

また、これまで直営で運営していた大網中学校の給食調理業務を業者委託することにより、委託料が増加となっております。

次に、個別事業の説明をさせていただきます。

資料の4ページと5ページをご覧ください。

歳入についてですが、1段目に記載の幼稚園保育料は、先ほど申し上げました幼児教育の無償化に伴い元年度は半額程度減額、令和2年度以降は計上なしになります。同様に、下から6段目の幼稚園就園奨励費補助金については、元年度は半額程度減額となって、令和2年度以降は計上なしとなります。

それに代わって、3段目の国の子育てのための施設等利用給付費負担金と、その下の地域子ども・子育て支援事業国庫負担金、また、下から4段目の子育てのための施設等利用給付費県負担金、その下の地域子ども・子育て支援事業県負担金を、令和元年度から計上してお

ります。

続いて、歳出につき、主な個別事業の内容をご説明申し上げます。

以後、小学校と中学校で同じ事業名であることからページが前後することがありますが、ご了承ください。

それでは、7ページをご覧ください。

教育委員会運営費ですが、教育委員会事務局としての運営に関する費用であり、教育委員をはじめ各種委員報酬や山武郡市広域行政組合負担金などです。負担金の減額により前年度に比べて35万2,000円、7.4パーセント減となる1,412万5,000円を計上しております。

次に、10ページをご覧ください。

小・中学校ICT推進事業については、校務用パソコン及びネットワーク機器に係る賃借料や補修料となります。教育情報システム等賃借の契約期間が令和3年12月で満了となり、その後再リースをすることにより約200万円の減額となり、2,902万9,000円の計上しております。

次に、11ページをご覧ください。

外国語教育推進事業ですが、国が中心となり実施している語学指導等のための外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムによる外国語指導助手3名分に係る報酬などのほか、1名分の民間派遣による業務委託料が主な内容です。報酬をはじめ委託料やコロナ関係の負担金等が若干増加し、全体で前年度比129万8,000円、7.2パーセントの増で、1,927万3,000円を計上いたしました。

次に、12ページをご覧ください。

GIGAスクール推進事業については、新規に項目を設けた事業です。インターネットを利用するための通信運搬費、プリントするためのトナー、著作権法の関係から授業目的公衆送信補償金として合計で301万円を計上しております。なお、今年度の端末及びネットワーク整備の契約に5年間の保守を組んでおります。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

小学校管理費については、学校の光熱水費をはじめ施設管理に必要な業務委託料など、教育環境の維持運営に関する費用です。前年度に比べ887万8,000円、8.9パーセントの減となる9,106万3,000円を計上いたしましたが、ほぼ光熱水費の減額となっております。

なお、26、27ページは同じ項目の中学校管理費になりますが、こちらにつきましても、前年度に比べて314万9,000円、4.8パーセントの減となり、こちらについても光熱水費の減額

となります。

次に、戻りまして16ページをご覧ください。

遠距離通学対策費ですが、大網小学校で運行しているスクールバスにおいて、燃料費や車検等の車両に関してが52万9,000円、運行委託費に関して前年度同様補助金を147万円計上しております。

次に、17ページをご覧ください。

小学校施設整備事業ですが、学校施設の改修等維持管理に関する費用となります。緊急性や必要性等の内容を精査した結果、前年度と比べ303万2,000円、12.7パーセント増の2,697万円を計上しております。なお、大網小学校の増築校舎のプレハブの賃借ですが、令和3年度で支払いを満了となります。

また、同じ項目になりますが、29ページ、中学校施設整備事業ですが、ほぼ同額の予算を計上しております。

戻っていただいて、次に20ページをご覧ください。

小学校教育振興費については、令和2年度において小学校の教科書が全面改訂されることに伴い、後期分の教師用教科書及び指導書の購入をしましたが、その分が減額となっております。そのほかの項目はほぼ同額を計上しております。

また、32ページの同じ項目の中学校教育振興費については、ほぼ同額の予算計上となっております。

次に、21ページをご覧ください。

小学校就学援助事業については、経済的な理由から就学が困難な子どもの保護者に対して、必要な学用品等を支給するものとなります。対象者数は増加しており、前年度に比べて552万6,000円、32.2パーセント増の2,268万6,000円を計上いたしました。

なお、33ページの中学校においての就学援助事業についても同額となっております。

次に、22ページをご覧ください。

小学校特別支援教育事業ですが、特別支援学級に在籍する子どもの保護者に対して、特別支援教育就学奨励金を支給するとともに、児童一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行うため、特別支援教育支援員を配置しております。これらに必要な費用として、前年度と比べて449万1,000円、14パーセント増の3,659万5,000円を計上いたしました。

増額の主な理由は、会計年度任用職員の期末手当が満額支払われるようになったためです。

一方で、34ページの中学校における特別支援教育事業についても、同様の理由で前年度と

比較して279万円、8.4パーセント増の369万5,000円を計上しております。

次に、戻っていただいて23ページをご覧ください。

小学校給食事業については、調理の業務委託、施設の修繕や消耗品、備品の購入などですが、前年度と比較して512万7,000円、3.8パーセントの増額となり、1億3,984万8,000円を計上いたしました。

なお、給食調理業務委託が7月で契約満了となることから、新たに入札を行うため増額となっております。

また、35ページの中学校の給食事業については、同じく給食業務委託が7月末日で契約終了となり入札を行うことから、増額となります。プラスして、大網中学校が3年度から直営から委託に変わりますので、それについても増額となります。

なお、給食関係職員給与費は、中学校給食事業に計上していないため、ここには入っていないために前年度と比較して2,158万円、45.4パーセントの増額となる6,913万3,000円を計上しております。

次に、25ページの心の教室相談事業をご覧ください。

市は独自で、子どもと親の相談員を各中学校に1名ずつ配置し、生徒や保護者、教職員から様々な相談が寄せられているところですが、この事業に関わる人件費及び研修旅費として、おおむね前年並みの149万4,000円を計上しております。

次に、幼稚園関係です。飛びまして36ページをご覧ください。

幼稚園施設整備事業については、施設の修繕や改修工事などで昨年度とほぼ同額を計上しております。

次に、37ページ、38ページをご覧ください。

幼稚園管理費ですが、小・中学校と同様、光熱水費をはじめ施設管理に必要な業務委託料など、教育環境の維持運営に関する費用となります。会計年度任用職員の報酬や職員手当が増額しており、予算額は前年度に比べて730万3,000円、16パーセントの増額となる5,288万9,000円を計上しております。

最後に、40ページをご覧ください。

子育てのための施設等利用給付事業については、幼児教育の無償化に伴うものですが、対象者の人数に合わせて5,094万円を扶助費として計上しております。

以上が、当課が所管する令和3年度の当初予算の説明ですが、今後子どもたちにとって安全・安心な教育環境を確保するため必要な予算が生じた場合は、緊急性などを十分勘案して、



財政課とも相談し適宜補正予算を組んで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 2点質問します。

まず、1ページの歳出の09-02-01、遠距離通学対策費199万9,000円ですか。これいつも、今回は出てきてないけれども、文教に、いつも私は結果として反対しているんですけども、言ってきている団体が大網小学校の父兄ではないんですよ。困っている親子がいて、この我々の委員会に出ているんですね。

審査するに当たって、実際本当に困って悲鳴を上げているのであれば、ここに来る前に学校あるいは教育委員会に悲鳴を上げているはずなんでしょう、その点、よく委員長の許可を得て、事務局にその場でどのような状況になっているか聞いても、そういう悲鳴を上げていることはないという回答だから、お断りせざるを得ないのが続いているんですが、いい機会なので、実際のところこの予算は190万何がしつけてあるけれども、それを利用している方々はどういう思いでいるのか、どういう認識で管理課はいらっしゃるのかお聞かせください。

もう一つ、それからこれは非常に残念なんでしょう、私が最初の頃、大網中学校の給食室に何度も何度も視察に行っ、給食員さんたちがお尻をぶつけ合いながら給食を作っている姿を見て、これは大変だということで何とか、だいぶ時間はかかりましたけれども新しい給食室ができたと思っています。

私は、できたということだけで見に行っていない。皆さんは見に行ったと思うんですけども、できたならいいと思って私は見に行っていないんですけども、このたび、この大網中学校の給食に対して業務委託を令和3年に始めることによって、本市の全中学校で全て給食が委託業務になるということだそうですが、ちょっと私は残念ですね。あの給食室に幾らかかったのか。退職というけれども大網中学校だけでも全体を見てできないことなんですよけれども、無念さがあるのでお聞きします。

その2点、お願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○石原治幸教育委員会管理課長 まず、最初のスクールバスの関係につきましては、学校のほ

うに問合せをしたんですが、ちょっとしたアンケート調査はしたようで、その中に1人だけ、これ以上上がっては利用できなくなるというのがあったらしいんですが、口頭で高いとかそういうのはなかったということです。

あと、管理課のほうには全くそういった保護者からの問合せとか、電話でも要望でもそういうものはない状況です。

あと、一応これ委員会があるので、委員長は保護者の方なんで、その方とお話を伺ったところ、陳情のほうでアンケート調査を取ったというのがあるんですけども、その方が乗る場所で何人か乗る方とかそういう話をして、そんなのやった覚えもないとかそういう回答しかなかったんで、実際には学校でも教育委員会でも陳情のようなことはほとんどないということです。なので、逆に言えば、ほかには運転手がすごい親切であるとか、こういうバスを出してくれてありがたいというのが多いと聞いております。

2点目の給食室の業務委託なんですけれども、実際に今、大網中学校で正職員4名と会計年度任用職員6名でやっております。この4名のうち1名は今度退職で、1名は再任用の状態です。そういう状態の中でやはり大変苦勞しているということと、もし何かあった場合に代理が利かないので、その場合は、もちろん今は大網中は栄養士が実際やっているんですけども、さらにもし何かあった場合は、近くの大網小とかの栄養士がそこに入ってやるしかないということで、大変な状況ということで、あとは、今コロナがありますけれども、もしそういうことであつた場合は給食が提供できない、そういうような苦勞が現場からあります。

そういうこと考えて委託をしますと、もし何か欠けた場合はすぐにスタッフを用意していただけるので、給食が提供できないということは特にはないです。その業者がもし何かそこで足りなくなっても、業者は別の業者と提携しているということで、人材派遣ということで、そのへんがメリットということで委託のほうに変えております。

あと、2名についているんですけども、その方々については保育園のほうでも、やはり会計年度任用職員を使っているということで、その点うちのほうの給食調理員、そちらでも全然構わないということで、そこは担当課あと人事のほうと話をして、予定としてはその2名は保育園のほうに異動するというので、そういうような対応を取って委託のほうに変えます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 1点目は、誰も困ってないということでいいんですね。

○石原治幸教育委員会管理課長 そうですね。1名だけそういうのがアンケートではありますがけれども、ほかの方々からはありません。

○宮間文夫委員 それから、給食の業務委託ですけれども、それに係る費用を鑑みても、業務委託したほうがいいから今回予算計上してきているわけですね。

○委員長（岡田憲二委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 実際比較しますと、今説明した中には人件費がありませんが、人件費のほうで今4名ありますけれども、そこでマイナス約3,000万です。会計年度任用職員なんかも全ていなくなって、それを業務委託した場合、一応今の段階では大体同じぐらいか、若干安くなります。あとは、消耗品とかも全て業者がやるので、栄養士さんがそういうものの準備とかもなくなるし、それを買ってくるのに伝票を切ったり何かという、そこもなくなるんで負担がなくなります。

○宮間文夫委員 はい、分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） 教育長。

○深田義之教育委員会教育長 給食のほうですが、私も現場にいましたのでお答えしたいと思います。調理員さんだけ二、三人になるということではありますが、栄養士さんは県職で職場に残ってやりますので、献立の立て方とか調理の仕方とか、栄養のバランスとか味つけとかは今までと変わらないです。運用する上で、調理員さんの研修とか安全とか衛生とか、あと補充、そういうものは全てスムーズにいくことになりますので、現場としてもメリットはあるかなと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 G I G Aスクールについて大変お疲れさまでございます。今大変忙しいさなかかと思えます。

次年度予算ですので、今質問等させていただいておりますが、職員の方の研修について、現状どのような形で考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 G I G Aスクールに関しましては、今端末とネットワークの整備ということで、ネットワーク整備が終わりまして端末のほうは随時入れて、間もなく完了する予定です。一番先に端末が完了したところが大網東小学校なんですけど、そこに関して

は端末の基本的な操作等の研修を始めたところです。

順番に10校を3月中に行って、来年度においてはサポートデスクも用意したり、あとうちの職員も分からないことがあれば連携してやるということと、今回3月補正で学校関係の補正を組んだんですが、その中にはコロナの消毒等以外にも研修も含んでいますので、それは今年できるんで、そこでGIGA関係の研修を計画しております。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 特に、こっちの補正を使わせてもらってやる事業ですし、また子どもたちの将来を考えてだと思いますので大変だと思いますが、取り急ぎやっぱり一番必要なのが先生方に対するいろんな周知、教育かと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 ちょっと項目は分からないんですけども、多分これは予算の中に入っていると思うんですけども、駅のガードマンが2人いますよね。たしか250万ぐらいですかね。あれは何の項目で予算の中にありますか。

ちょっと私勉強不足で誠に申し訳ないんですが、それが非常に、あのガードマンの2人は瑞穂から大網中学校に通うあれで、それこそ安全性確保には貢献していると思うんですけども、いずれそういう人がいないのじゃいけないのを、整備を本来はしなきゃいけないと思うんですよね。毎年250万近くのあれが10年近く続いているんですか。ちょっとその項目を教えていただきたいんです。

○委員長（岡田憲二委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 すみません。27ページをご覧ください。

中学校管理費の委託費で、下から4行目、通学路安全誘導委託料、こちらになります。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 はい、分かりました。

これは、駅前の煩雑さ、いわゆる中学生の安全確保のときには、永久的というかそれが改善されるまで、こちらのほうでやるんでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 子どもたち、通学する中学生ですけども、やっぱり安全に

学校に通学できるようにということで、引き続き誘導の委託料は計上していく予定であります。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。はい。

○引間真理子委員 25ページの心の教室相談事業ということで、各校1名ずつ相談員を配置しているということなんですけれども、昨年からそういう相談と申しますか、子どもたちの状況と、また、そこから相談を受けての対応と申しますか、どこか関連するところにつなげていくとかというようなこと等の取組とかあるんでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、川崎さん。

○川崎宏薫教育委員会管理課副参事兼学校教育室長 それぞれ3校、中学校のほうに1人ずつ配置しております。年間では110日以内ということで、大体週3日ぐらいですけれども入っております。

そういった中で、今年度は特にスタート地点の4月、5月に学校がお休みということがあったんですけれども、その後、やはり相談件数ということでありますと、大網中のほうでは449件、1学期、2学期で。白里中は220件、増穂中では176件です。

その相談の内容によりまして、一番多いものは不登校。トータルでは、104件と多くて、そういった不登校のことと申しますと、やはり学校についている連絡所もありますし、また傾向としまして子どもたちが1年目というのはもちろん心配なところなんですけど、そういった友人関係よりも家庭環境の悩みですとか、それが85件。あるいは心身の健康とか体の悩みといったものが98件ということと申しますので、そういった家庭環境のことに関しましては子育て支援課だったり、ときには児童相談所ということもありますので、そういった関係機関と連携とりながら、子どもたちの心の悩みに対応することに取り組んでいます。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 ありがとうございます。

また、本当に昨年からのこういう感染症ということで、今までにない状況なので、学校のほうとしても子どもたち一人ひとりに寄り添っていただきながら、事業を継続していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 教育長。

○深田義之教育委員会教育長 子どもと親の相談員につきましては、導入して20年くらいにな

りますが、県のほうからスクールカウンセラーが中学校に配置されたときがあるんです。それだと週1日だったものですから、相談事業としてはあまり充実しないということがありましたので、市として導入させていただきました。

いろいろ相談に出たことを、スクールカウンセラーと連携しながらやっているというのが現実になりますので、ご承知おき下さい。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 29ページなんですけれども、消防用の設備改修工事、内容を教えてもらっていいですか。

今資料がないようでしたら後で……。

○石原治幸教育委員会管理課長 後ほどお持ちします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

管理課の皆さん、退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

○石原治幸教育委員会管理課長 委員長、瑞穂中学校の予定地は全部終わった際でもよろしいですか。

（「もう一回言いなよ。ぴんときてないよ」と呼ぶ者あり）

○石原治幸教育委員会管理課長 瑞穂中学校の予定地……。

○委員長（岡田憲二委員長） ああ、分かりました。どうぞ。

○石原治幸教育委員会管理課長 それでは、了解を得ましたのでご説明をさせていただきます。

瑞穂中学校予定地の現状についてお知らせいたします、まず現在の土地の状況ですけれども、所在地は永田3185番地1の46筆で面積が2万8,391平米です。数か所盛土がありまして、この盛土を崩して整地しなければ利活用は難しい状況となっております。また、年間の維持管理費として草刈り業務を年2回しており、元年度実績で約200万かかっております。

現在、2団体から硬式用の野球場として使用したいため、この土地を借りたいという申出がありました。関係課で協議した上で2団体に問合せしたところ、次の5点について同意を得ました。

1点目は、借手側で盛土を潰して整地にする。2点目は、水路があって2つに分断されて

いるんですが、借手で切り回しをして水路の機能を確保する。3点目として、野球場として使う場合に、借手が防球ネットやベンチ、その他全部用意をする。4点目として、市または市民への貢献として、市のイベント、例えば市民スポーツ大会などで野球会場として利用したい場合は優先的に貸していただく。また、少年野球の指導なども実施していただく。5点目として、野球場及び駐車場を利用するため、敷地内全体の草刈り等の維持管理をしていただくということで、以上のとおり、2団体ともに了承をいただいております。

さらに、2団体なので、硬式用に広いグラウンドを使うので専門的なことをお伺いしたところ、両方で協力して使用したい。使用方法としては、2面整備なんですけれども、1面は硬式用、もう1面はもっと縮小して使うということでお話を伺っております。

あと、両者ともできるだけ早く整備して利用したいという希望があることとか、私どもとしても時間が経過しますと雑草が生えてきて、またそのへんの経費がかかりますので、未利用地に係る経費の削減を図るということからも、早期に協定を交わして事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 短期間でここまで仕上げてくれた皆さんには敬意を表します。

ご苦労さまです。本当にありがとう。お礼を言います。ご苦労さんでした。

宮間委員。

○宮間文夫委員 根本的な話をしますけれども、あそこは高圧、WHOの基準にそぐわないから学校は建たなかったのに、そこをどう考えているんですか。それに私は何か言っているわけではないですよ。もともとあの土地はそういう土地じゃないですか。だからクリアしたのか。だったらそういった学校関係のものを、自前の土地なんだから、これは先輩はよく知っているだろうけれども、ただでもらった土地だと。

○委員長（岡田憲二委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 すみません。一応、今それがあって凍結状態で、まだ解除になっていません。ですので、相手方にも完全に建たないわけではない、今凍結状態ですよということで期間を設けてお貸しして、もしそういうことがあれば原状復旧させてもらうということですけども、もしそうでなければ、更新するような形で進めていくということです。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 原状復旧の取決めは、先方に最終的にはしていただくという感じでよろしい

んでしょうか。

○石原治幸教育委員会管理課長 はい。先ほどの中野副委員長の回答ですが。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○石原治幸教育委員会管理課長 内容としましては、自動火災報知機の設備や非常放送設備等の改修工事ということでございます。

○委員長（岡田憲二委員長） いいですか。

それでは、管理課の皆さん、退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

（教育委員会管理課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、管理課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思います。

ご意見等ございましたらどうぞ。

森委員。

○森 建二委員 G I G Aスクール推進に向けて頑張ってくださいという感じで、お願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） 意見がないようでございます。

以上で管理課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

---

◎議案第28号 指定管理者の指定について

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、教育委員会生涯学習課を入室させてください。

（教育委員会生涯学習課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 生涯学習課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第28号 指定管理者の指定についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただいた後、続けて議案第28号についての説明をお願いいたします。どうぞ。



○石井一正教育委員会生涯学習課長 教育委員会生涯学習課でございます。

それでは、本日の出席職員を紹介させていただきます。

はじめに、本日は深田教育長にも同席していただいておりますので、ご紹介申し上げます。

○深田義之教育委員会教育長 よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 続いて、私の左手側から、副課長で生涯学習班長事務取扱の深山でございます。

○深山元博生涯学習課副課長兼生涯学習班長 深山です。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その隣が、スポーツ振興室室長の鬼原でございます。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 鬼原です。よろしくお願いたします。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その隣が、スポーツ振興室主査の北田でございます。

○北田尚史生涯学習課スポーツ振興室主査 北田です。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その隣が、スポーツ振興室主事の犬月でございます。

○犬月卓矢生涯学習課スポーツ振興室主事 犬月でございます。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 最後に私、課長の石井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

はじめに、お時間をいただきまして、昨日の議会におけます市長からの調査報告のほうをいたしましたので、読み上げさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

株式会社フィールドオブドリームス代表取締役相馬慎吾氏の聞き取り結果について、ご報告させていただきます。

昨日、令和3年3月4日木曜日、15時15分から6時半ぐらいまで、場所は大網白里アリーナ研修室です。

1番、株式会社フィールドオブドリームスの事務所の所在地について。

内容、株式会社フィールドオブドリームスの事務所の所在地は、令和3年2月17日までは大網白里市季美の森南5の9の14、土地建物の所有者は相馬ヨウコ、相馬氏の母であったが、2月18日に当土地建物は第三者に転売されたため、それ以降は事務所は同所在地にはありません。2月18日以降は、大網白里アリーナに近い大網白里市上貝塚442の25ベルメゾン上貝塚101号室。賃貸名義は同社社員のエンドウ氏ということです。に仮事務所を設けており、サッカー場の指定管理を受けた場合には正式な事務所として設置し、移転登記する予定であったということございました。

なぜ事務所移転について連絡等がなかったのかについては、正式に移転した後で報告するつもりであった。指摘を受けもっと早くに報告するべきであったと反省している。また、事務所の所在地については、直ちに大網白里市上貝塚442の25ベルメゾン上貝塚101号室として、移転登記手続を進めることとするとの報告結果でありました。

以上でございます。

それでは、本題というか議案の説明に入らせていただきたいと思います。

議案第28号 指定管理者の指定についての提案の理由を説明させていただきます。

本案は、大網白里市営サッカー場の指定管理者として、株式会社フィールドオブドリームスを指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

市営サッカー場の指定管理者の公募につきまして、1月14日から1月31日まで募集を行ったところ、1者の応募がありました。2月3日水曜日に社会体育施設指定管理選定委員会を開催し、事業計画の内容等を審査した結果、委員会での評価点は総採点100点のうち採用基準となる60点以上であったことから、株式会社フィールドオブドリームスを候補者といたしました。

指定管理候補者の代表取締役は相馬慎吾氏で、会社の住所は市内季美の森南5丁目9番地14です。会社の概要としましては、会社設立が平成29年3月で、設立の目的としてスポーツ施設、レクリエーション施設、宿泊施設、健康トレーニング施設、飲食店、ラウンジの経営、運営及び賃貸業やスポーツ振興のための教室、スポーツ協議会、各種イベント、各種キャンペーン等の企画、構成、演出、運営及びその興業権の管理、販売などとなっております。

なお、現在、千葉市緑区小食土町にある昭和の森フォレストビレッジ、旧千葉市ユースホテルにおいて、千葉市から指定管理を受けている株式会社R. p r o j e c tと連携してNPO法人ACカラクテルが設置しましたフットサルコート3面の維持管理やイベントの実施などを、委託により平成21年4月より行っております。

次に、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

以上、議案第28号 指定管理者の指定についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、ただいま説明がありました議案について、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 先日の審議において、市の財産であるサッカー場、3億円の資産、はっきり言いますと、なかなかこういう所在地不明で、そういうところが指定管理者をやるということについては、私は非常に疑問があったんですよ。私も小さな会社を経営しておりますが、五、六千万の初期投資をするのに、内部情報もない赤字会社、そういうところに公有財産を委託していいのかという、非常に私はそのへんに疑問を感じた次第なんです。

なおかつ、そういう中において住民サービスの向上と、どのように会社経営と公有財産の適正管理をよくされるようなことができるのかというのを、私は非常に疑問に感じておるところがあるんですよ。最初に五、六千万の融資を受けるというのは、指定管理の取得、それが前提にあったんじゃないかというふうに推測するんですけども、そのへんは経営するについての非常に大きなものじゃないですかね。こういうものを含めて疑念を持つわけです。

先ほど指定管理の取得が大前提だと申し上げたのは、選考委員会における経営管理、経営状況、そういうものを非常に疑念といたらおかしいですけども、疑問を感じるころなんです。というのは、私もこの指定管理の候補地とかそういうものを、たまたま見させてもらったんですけども、近隣の市町村なんかは、質疑の中でも出たんですけども、点数なんかは正直なところ均一なんです。1から5点、こちらみたいに10点もある15点もあるというわけではなくて、20項目でそういうふうな均一な点数なんです。

(「要点をまとめて」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員 だから、そういう面においてそういう指定管理をさせるための何かあれがあるんじゃないかというのは、非常に疑問を感じたところなんです。このへんはどうなんですか。

○委員長(岡田憲二委員長) 石井課長、どうぞ。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 あくまでも、指定管理におきましては公募ということで進めております。また、それについては誰が来るかということは今分かりませんが、昨日申し上げましたとおり、配点等についても同じような社会体育施設を参考にし、また子育てを参考にし、配点をしてございます。

また、配点につきましては、私どもで素案を作りましたけれども、この素案の見方については選定委員会においても協議をいただき作成したところでございます。

以上です。

○委員長(岡田憲二委員長) 堀本委員。

○堀本孝雄委員 今、誰が来るのか分からないというけれども、あの資料の中で昨年の8月、

一昨年(2017)の8月ですか、からは、そういう相手のほうの申込みが、意向があったという話を聞いたんですけども、そのへんは間違いなかったですか。

○委員長(岡田憲二委員長) 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 8月にご相談がありましたのは、直接の会社ということではなくて、サッカーの関係者の方々から、サッカー場を使用する中で非常にグラウンドコンディションの起伏が激しいということと、やはり雨天のときに使用できる、できない、そういう判断があって、急に使えなくなってしまうようなことがあるということから、何とか管理を任せていただけないかというようなお話の提案があったことは事実でございます。

(「誰かと聞いているの」と叫ぶ者あり)

○石井一正教育委員会生涯学習課長 相馬氏を含めたサッカーの関係者の方でございます。

(「それを先に言うんだよ」と叫ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) はい、どうぞ。

○堀本孝雄委員 では、誰が来るということではなくて、そういう相馬さんを含めたそれは確実に来るんじゃないかというふうな前提が、ある程度の推測はできたわけですよ。

○委員長(岡田憲二委員長) 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 確実に来るという前提の推測ではございません。その時点ではそういうことではございません。提案として、私のほうはサッカー場管理者としてそういう考えの方がいらっしゃる、何とか良くしたいんだなという考えの方がいるということを提案として伺いただけでございます。

以上です。

○委員長(岡田憲二委員長) 堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は、選考委員会の採点のあれなんかを見させてもらったんですけども、生涯学習課においては引き続き担当課として、点数については、中の配点はちょっと疑問があるんですけども、20点満点のうち10点、50パーセントですよ。そういう採点をして、50パーセントということは60パーセントのあれに満たないですよ、基礎点という面ではね。

それで、副市長はじめ選考委員会の方の採点があって65点になったということなんですけれども、その採点、先ほども質問したんですけども、採点方法の点数を含めて、どういう形でそういうふうになったのか非常に疑問の数字なんです。やっぱりそのへんの信頼性は、先ほどの会社の経営状況を踏まえてそういう面ですね。それから、正直なところ指定管理は5年間ということになると、芝のあれからすると8年から10年というあれですよ。

だから、やっぱり1期では多分終わらないはずなんですよ。終わらないというか、ここで将来的な話をしてもしょうがないけれども、実績にして、1回指定管理を受ければ2期、3期というふうな数字というのは必ずなるはずなんですよ。これは断言してもいいぐらいの状況なんですよね。これは統計でも出ているし、県の指定のあれからも出ているんですよね。

そういう面で、私は会社経営を非常に問題としているんですよ。これから10年、十何年、それで任されるかどうかというのを非常に私は疑念を感じる事なんです。だから、その採点方法のあれをもう一度、質疑の中のところも含めてご説明していただけますか。

例えば、第2項目の表の中で6点から10点とつけていますよね。第1項目の2番目。あれは本来は全項目、ほかのところも2件くらい自治体で参考に見せてもらったんです。そうしたら全項目、防災も含めて1から5なんです。それを採点した人たちが点数つけるんですけれども、本市は特殊なあれじゃないですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 鬼原室長。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 ただいまの堀本委員のご指摘のところ、まず最初に審査基準の中の選定基準で、指定管理料の評価基準の点数につきまして6点から始まっているというご指摘だと思います。本来であれば下があるのが一般的ではないかというふうに認識しております。

こちらの考え方につきましてご説明をさせていただきます。

昨日、石井課長のほうから議場のほうでご説明もございましたが、まず指定管理料につきましては、本市の財政事情等を考慮いたしまして、できるだけ指定管理料の持ち出しがない形を第一に考えました。その中で、受付段階でうちのほうで用意できる指定管理料、これを超える提案は基本的に受け付けないと、その段階でシャットアウトするということを前提いたしました。

その結果、その段階で既に私どもの最低条件をクリアする提案として金額を提示していただいたところで受け付けるわけですから、ここは最低の6点、6割というところの最低点を与えると。

さらに、複数の業者が応札をいただくということを考えたときに、その中でさらにまた安い指定料等を提案いただければ、そこについてはさらに加点を加えましょうといったことで、最低点を6点として、それじゃないと、要は最低基準を応募しているにもかかわらず、その点が最初からマイナス、6割以下という形であれば、これはいかななものかなというところがございましたので、そこからのスタート、受付段階で指定管理料がクリアできるもののみ、

財政事情を考慮しましての判断として、この6点から始めたという経緯でございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 ただいま室長が答弁したことに追加いたしまして、私、昨日、子育て交流センターのものを参考にいたしましたということを発言させていただきました。その中で、子育て交流センターにおいても、過去の実績の配点については最低5点ということで、私どものこっちのほうと同じような配点となっております。

ただ、指定管理料の提案につきましては、10点から6点の配点になっておるんですけども、段階は6、8、10という3段階の中での10点配点となっております。私どもの場合も、6点から10点の配点になっているんですけども、ちょっともう少し細かくパーセンテージを切っているということで、ここは細かく5段階になっているところがございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は生涯学習課のほうで非常によくやっているなということは分かるんですよ。例えば、ここの採点表の法人等の経営状況、正直なところ最低ですよ。これはよくわかります。先ほど言ったように、このぐらいのと言ったら失礼けれども、会社で、例えば今後、先ほど言ったようにそれだけの資産を任せて、これが正直なところ、今ここでやると1期ということは、先ほど言われたように2期、3期ですよ。

私は、法人の経営状況というのはしっかりと把握しなければ、これから正直なところ5年、10年、十何年、そういう中で行政サービスの向上、そのためにあれするわけでしょう。経費削減するわけでしょう。だから、これはやっぱりしっかりと、法人の株式会社ですから必ず経営状況というのが出てくるわけですよ。しっかりとそのへんを、これをやると選考委員会の人たちのあれから見ると、非常に何か疑念を感じるんですよ。

（「何かおかしいのか」と呼ぶ者あり）

○堀本孝雄委員 おかしいから言ってるんじゃないよ。

（「おかしいのかと聞いているんだよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） じゃあ、私が1つ提案しましょう。かなりそれに疑問を持っている議員がいるということだから。私が情報公開で取ったこれね、これでは選考委員の氏名

は削除してあるけれども、選考委員の名前を提示すればいいじゃない。そうすると、誰が何点入れたかはっきりするから、それで納得するでしょうよ。はっきりしないから疑われるんだよ。どうですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 公開条例に基づいて提示させていただきましたことから、そこは公開条例のほうに準拠してしまうということからそうさせていただきましたので、ご理解願えればと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） 公開条例で公開できないというのは、どういう意味だ。これを行っている選定委員も公務員でしょうよ。公務員は公開条例で守られるという、そういうことはないだろう、そうだろう。我々も地方公務員、選定委員会のこれに出席したのも公務員。公務員と公務員が話をしているんだから、出せばいいんじゃないか。民間の場合なら守ってやんなきゃいけないけれども、守ってもらわなきゃならないという公務員がどこにいるんだ。

○委員長（岡田憲二委員長） 暫時休憩します。

（午後 2時04分）

---

○委員長（岡田憲二委員長） 再開いたします。

（午後 2時05分）

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 大変すみませんでした。私の勘違いだったと思います。訂正させていただきます。

私もそのへんの知識がございませんので、そのへんのハンドブック、関係部署のご指導を仰ぎながら検討して、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 昨日、岡田議員と黒須議員が質疑をしていて、それを私聞いていて、何点か今日文教に付託される議案だから、この委員会で審査するに当たって、一委員として確認と質問、何点か時間ちょっとかかりますよ。いいですか。一問一答でいくか。

○委員長（岡田憲二委員長） そのほうが分かりやすい。

○宮間文夫委員 まず、昨日、黒須議員から選考に応募か、応募に対して偽りの応募してい

るんだから、その行為は詐欺行為だという発言がありました、本会議場で。覚えていますか。これに対して、あなた方執行部は、選考担当課として、そうなのか、そうでないのか、はっきりお答えください。

それから、またおとといのこの応募のときの住所をうちの委員長が登記簿謄本上げたら、その住所には、その会社は存在していない。だからこんな幽霊会社を公募会社として指定管理の候補者として選んだあなた方は、議会軽視も甚だしいということを言われたよね。その詐欺なのか、幽霊会社なのか、しっかり教えてください。まだほかにあるけれども、まずその2点。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 1点目の虚偽かどうかにつきましては、昨日も申し上げましたけれども、プレゼンテーションにおいて昭和の森フォレストビレッジ内にあるフットサルコートについて管理運営をしているとの説明がありました。それはプレゼンテーションの方からの説明でございます。

また申請書の中においても、こちらのビレッジの施設の記載がありました。そこの記載とプレゼンテーションの発言を基に、虚偽ではないというふうに理解してございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 そのことで再質問、2点質問したけれども、1点目の再質問、今答弁されましたから。何かはっきりしないんだよね。応募したときの、プレゼンの話ではないでしょう、詐欺と言っているのは、プレゼンの話ではないと思いますよ。

応募したときに、要するに応募資格に該当してないのに応募を受け付けたということだったんじゃないんですか、昨日の質疑は。本人そこで聞いているけれども、じゃなかったら詐欺なんていう言葉は出ないでしょう。プレゼンのときに何だかんだというのは、応募受け付けたんだから詐欺じゃないでしょう。受け付けるときに、これは偽りで応募者が書類を作って、そちらに出して、それを受けて、プレゼンに入ったということじゃないんですか。だから、どうしてそれを応募を受け付けられたのか、そこは詐欺なのかどうか、そこを私は知りたい。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 詐欺ではないとして受け付けております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。



○宮間文夫委員 次、2点目お願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 深山さん。

○深山元博生涯学習課副課長兼生涯学習班長 フィールドオブドリームスからは1月29日申請書を受け付けて、そのときには登記簿謄本のとおり、当所在地は季美の森にありました。その後、2月18日に売買により所有権の移転ということで、ご本人に昨日聴取したんですけれども、こちらに連絡すればよかったんですけれども、司法書士さんのほうにはお願いしているということで、登記の移転の手続はしているということでした。信頼関係もありますので、まずは執行部にそういうのは連絡してくださいと伝えておきました。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 応募した段階とか、過去、設立登記簿ありますよね。いつ設立して、ずっとその住所で何年間かそういう会社の事業を行ってきた。で、応募して、プレゼンをして、候補者になった。その瞬間、所有権の移転というのは売買なの。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮間文夫委員 売買でいなくなっちゃって、それは役所に言ってないんじゃ、それは幽霊会社って言われちゃうよ。ただ、私が言いたいのは、過去何年間かしっかりとスポーツ関係の仕事をしていました。今は現在幽霊会社と言われてもしょうがないと、ないんだから。だからそういう会社を候補者として選定したのかと怒られているんですよ、あなた方は。そこをしっかり認識して、次へいきます。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 受付時ではそこに所在があったということが確認できていますので、その時点では、私はそこに会社の所在があったものとして認識しております。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 あとほかの委員も言っているけれども、これはフィールド何とかという会社に指定管理者制度を任せようと決めてあって、ありきでやっているんだろうとみんな言っているでしょう、質疑で。今この委員会でも言われているわけでしょう。その中の一つに、昨日岡田議員が言っていたけれども、教育委員会が何を可決したのか。まだ公募もしてない、何もないうちにフィールド何とかという会社を指定管理者にするって可決したって、こんなことがあるわけないでしょう。そんなことやったの。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 昨日、私のほうでお答えしたときの内容といたしましては、大網白里市市営サッカー場の指定管理について、こういう内容で公募をかけたいと、そういうことの議案を定例教育委員会のほうに出させていただきます。そこで指定管理者を決定しましたとか、こういう人が指定管理者ですよということではないです。あくまでもこういうふうな、それが集団として考えを持っていて、こういうふうに公募したいですよという案を出させていただきます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 その可決議案書というのはどこにありますか。教育委員会、何協議会か、何委員会か可決しましたというのは、文書。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 ホームページ上には議題しか載っていませんけれども、それにつきましては……。

○宮間文夫委員 委員長すみません。だから、口頭で言っても疑いばかりかけられちゃっているんだよ。もうありきでしょうと、ないんだつたらないと示さないで、教育委員会の何という会議。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 定例教育委員会でございます。

○宮間文夫委員 その議事録、そこにうたってあるんでしょう。それ出せばいい。みんな心配しているんだよ。こんなところに頼んでいいのかって、そういうところ選んでいいんですかって、みんな心配しているわけよ。そんなのに時間使ってられない。もつともつといっぱい審査しなければならないのに。見ているけれども、そこにあるの。

○委員長（岡田憲二委員長） 鬼原さん。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 先ほどの定例教育委員会での提案議案といたしましては、市営サッカー場の指定管理者の募集についてということで、議案を可決いただいております。10月の定例教育委員会でございます。

その中で指定管理の目的をまず記載したものの下に、指定管理を進めていくべきサッカー場の所在地ですとかをうたってございます。その中で具体的に依頼すべき業務の内容等を、さらに本文に入れてございます。これにつきまして、その期間、この先、新年度から先の5年間程度で指定管理をしていく形の応募を今後かけていきたいと、そういう議案を定例教育

委員会にお諮りいたしまして、可決を10月定例教育委員会でいただいたというところがございます。

ですから、その中で特に既にこの業者に頼むですとか、そういったことではなくて、今後そういったものを募集していくということについての議決をいただいたということがございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 今ここで言った中で今後5年間かけてという話があったでしょう。5年間なんかかかっていないじゃないか。

鬼原室長。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 先ほどの5年間と申し上げますのは、新年度から指定管理の期間として5年を想定したということの内容でございます。訂正させていただきます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 可決というのは、指定管理者制度を公募することに対して、教育委員会の何々委員会に提案したら、いいじゃないですかということになったということですね。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 そうでございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 だから公募者ありきじゃないよということを何かきちんと説明できないの、執行部は。

次の質問に入ります。まだ公募者ありきの話は続くけれども、公募者ありきじゃなかったら、人工芝や夜間照明などの設備投資の準備なんてできるわけないだろうと言われていられるでしょう。この議事録何度も読んでいられるけれども、人工芝を何、担保、確保、夜間照明の施設整備をすると五、六千万円ぐらいかかるというようなことをプレゼンで述べているよね。それに対して皆さんは、どのような担保を感じて、候補者に選定したんですか。こんなもの決まっていなかったら準備なんかできるわけないって昨日岡田議員は言っていたよ。どのように判断したのか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 そのへんは指定管理の中で何ってはいないんですけども、現在コロナの状況もあります。そういった中で芝の供給過多等もあると思われますので、実際にはどのくらいの量か分かりませんが、そういった社会情勢の中でこの経済が回

っていないということの要因もあるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 ただ、その人工芝をもう購入しちゃっているとか、夜間照明の見積りをして融資証明ももらっているとか、そういうようなことまで確認しているんですか。そういうことであるならば、プレゼンでもありきってなっちゃうよ。だって、受かってないのにそんなことできないでしょう。

○委員長（岡田憲二委員長） 鬼原さん。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 今回の指定管理、上げさせていただいたものの内容といたしましては、私どもといたしましては、今現在の天然芝、こちらの管理を前提とした維持管理、これを指定管理で行っていただきたいという形で、それまでにかかっていた予算の範囲を200万円上限の5年間、あとは今現在の維持管理を継続してやっていただける方という形での応募をさせていただいております。その中で先方のほうから、今回の応募の中で人工芝ですとか照明ですとか、そういったもののご提案があったということです。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員の質問に答えなさいよ。そのへんをちゃんと、例えば融資はもう取ってあるとか、人工芝は押さえてあるとか、そういうのをきちんと担保、きちんと確かめたのかということ宮間委員が言っている。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 それについては確認はしてございません。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 今鬼原さんが答弁されたのはもっともだよ。現状のはげはげ人工芝を市が管理していて、幾らも賃料が上がらないような状況の中で、じゃ、このプレゼンの中でこの会社が、うちが指定管理者に選定された暁には、人工芝にして、夜間照明もつけて、どんどん利便性、老若男女サッカーを楽しんでもらって、合宿もやり、大会もやって活性化していくんだというような提案なんでしょう。

だから、そこをみんな心配しているように、幽霊会社で詐欺会社に融資証明もないような状況の中で、あなた方が候補者として選定していいのかということみんな怒っているんだよ。俺も、最後にしますけれども、サッカー関係者なんですよ。やはり本市のサッカー

一協会の会長には阿井県議になってもらい、私も山武郡市サッカー協会の会長を務めていますよ。人工芝の利便性のいいあの場所で、人工芝の普通にゲームができるようなグラウンドができれば、本当は市の財政でやってもらいたいぐらいの話ですよ。

今のサッカー場はt o t oのくじでできているんですよ、知っていますか。だから、それができない。財政難で、そんなの一番最後の最後の最後だ。みんな苦しんでいるんだ。そこに企業が出てきて、こういう提案をしたと。だったら民間活力を導入して、やっていこうじゃないかというようなことなんじゃないかなとサッカー関係者としては思うけれども、まず、本市の執行部が適当な会社を候補者としたんじゃないということをしつかり議員の皆さんに証明しないと駄目だよ。情けないよ、本当に。きちんと疑念に対して答えないと。私からは以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） これやっているとばらばらになるから、一つずつ質問したやつを答弁してもらおう。まだ答弁してないのを私が質問しますから。

何だか、この会社を今度はどこかに社員の住んでいるところに移して云々なんて言っていたでしょう。それはいつごろになるのか。

はい。

○深山元博生涯学習課副課長兼生涯学習班長 既に専門の司法書士の方に頼んであるということで、聴き取りの中で聞いたら来週の頭には登記所に向かうという説明です。

○委員長（岡田憲二委員長） 現在は。

○深山元博生涯学習課副課長兼生涯学習班長 現在はまだ季美の森のままです。

○委員長（岡田憲二委員長） 話にならないでしょう。まだ人の家なんだよ。人の家を会社にして、持ち主怒って法的措置取ったらどうするの。そんな気があるならもっともっと早く移転するべきだよ。私に言われてびっくりしちゃって、これから移しますよって、そういうことなんか通らないんだよ。

私がおととい法務局で取ってきたから、まだ季美の森に事務所があるようになっているんだから。そういうことが君たち通ると思っているの。面倒くさいから長くやっていたってしようがないから、じゃ、はっきり言うけれども、君たちは相馬慎吾さんの言い分を聞いて、これからはずっとこの議論をして、それで指定管理者にするんだと、そういうことですか。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 担当課といたしましては、本議会及び常任委員会において、ご審議いただいているところでございます。議会のご判断をいただきたいと思いますと考えており

ます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 私からね。君たち勘違いしちゃいかんよ。君たちが出したホームページだよ。ホームページの9ページ、ちょっと開いてください。

（「指定管理者の募集したときのホームページ」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） そうそう。2番目中段から、2段目の右側。または審議会の議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することを著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しないこととする。これは君たちがつくってホームページに載せたものだろう。まさに今の事案がこれぴったり入るんだよ。

もう一遍言うけれども、審議会の議決を得るまでの間に、今までの間だろう。までの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しないこととする、こういうふうに書いてある。

これ君たちがつくった文だから、まさかこれが違いましただとか、そういうことは言えないと思うんだけど、その点はどうか。君たちがつくったこの文章を遵守するのか、それともこんな文章なんか関係ないよと、かの事業者にこのままやらせるのか、どっちか答えてください。もう面倒くさいから。

教育長。

○深田義之教育委員会教育長 こういう事態に至ったことをまず準備が足らなかったと、反省しております。この件に関しましては、市長と再度確認しまして、お答えをしたいと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 今、委員長が言っていることちゃんと理解しましたか。現状が今のものに該当するかどうかということをはっきりと結論出さないと、委員会今日で終わっちゃうんだから、最終日だよ。今、教育長がおっしゃったとおりです。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに何かありますか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 実際、こういう指定管理が選定されたとしますと、これ5年とあるけれども、ずっとというような状況になっちゃうんですけれども、5年で終わるような状況じゃないはずですよ。こういうそれこそ先ほど言ったように、移転先も知らせないような業者を

選定することというのは、非常に私は疑問なんです。これから5年、10年、十何年やる。

そういう法人格の業者に、こういう大事な先ほど言ったような3億円の資産の市の財政を指定管理させるような、ちょっと私は非常に疑問なんです。というのは、先ほど生涯学習課で、1で法人格の経営状況の最低の1をつけていますよね。これは皆さんも分かっているはず。これをしっかりと先ほど教育長が話したように、提出者とよく話しして、この議案については考えてもらいたいなと思っています。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員が事前に質問する内容を通告してあるはずだけれども、森委員。

○森 建二委員 私は主に財政上の効果ですとか、そのあたりをちょっと確認したいとおったのですが、現状ではそれ以前の問題になってしまっておりまして、あくまでも私もこの会社さんが信頼に足るという上でのことで考えておった。事業そのものは非常にいいものですし、これはきちんと事業が遂行されれば、市民にとっても非常にいいものだと思っておりましたが、ちょっと会社がどういう会社なのかというところに話がいつてしまいますと、現時点でこの質問してもあまり仕方ないので、私のほうからは結構です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

これ、教育長、どうしますか。今日委員会で採決しますか、市長に相談すると言っていたから。

本来はこれ終わったら採決しなければならないけれども、こういう事態で教育長が市長と相談してという話もあったから、これは採決は延ばせるのか。

○岡部一男議会事務局長 継続審査で延ばせます。ただ、最終日の採決の前までに当委員会をまた開かなくてははいけません。ですから、本会議の最終日の採決の前に開いて、そこでご審議、可決、要するに審議を諮るという形になります。今回委員会に議案として付託されましたので、これを議案として取り下げるということはできません。

○委員長（岡田憲二委員長） 採決するしかないのか。

○岡部一男議会事務局長 はい。ちょっと委員長、確認させてください。

先ほどプロポーザルの入札、プレゼンの時に各審査委員の審査点数が幾らだった資料を提出しろということで、これ情報公開では当然黒塗りだから出せないんですけれども、この当委員会として提供をするのであれば、採決を取っていただきまして、そこで可決をしていただいて、資料を提出していただくことはできます。可決になりましたら、今日最後に議案の審議を諮る前までに資料を提出していただくという形になります。

ですから、その終わった後に確認していただいて、最後、審議のときに資料を提出。どこまで提出されるかと確認することも一つできますので、そのへんについては委員会のほうにお諮りしていただきたいと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） 委員の皆さんにお諮りいたします。

先ほど申し上げましたように、審査会の各委員の採点を開示してくれるようにということで、この委員会で賛成する委員は挙手してください。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成多数ですから、直ちにやってください。

それと、今教育長が市長に話しするというお話もありましたから、教育長も市長に早く話ししてもらって、そのほうが早いでしょう。いつまでもこんなことやっていたってしょうがないじゃないですか。

○深田義之教育委員会教育長 ちょっと失礼します。

○委員長（岡田憲二委員長） その間、少し質問するところがありましたらどうぞ。

（「予算」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、次に新年度予算の概要についての説明をお願いいたします。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 大変恐縮でございます。当課は出先機関も多く、数も多いことから、少しお時間をいただきまして、職員の入替えをさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 暫時休憩します。

（午後 2時36分）

---

○委員長（岡田憲二委員長） 再開いたします。

（午後 2時48分）

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、健康増進課を入室させてください。

（健康増進課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 健康増進課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。



なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。どうぞ。

○板倉洋和健康増進課長 健康増進課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私の左手におりますのが副課長の伊藤でございます。

○伊藤文江健康増進課副課長 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和健康増進課長 その左におりますのが、副主幹の小田川でございます。

○小田川尚子健康増進課副主幹 小田川です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和健康増進課長 その隣におりますのが、班長の川寄でございます。

○川寄亜希子健康増進課主査兼健康増進班長 川寄です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和健康増進課長 そして、この3月からワクチン接種担当の副課長として着任いたしました内山でございます。

○内山義仁健康増進課副課長 内山です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和健康増進課長 最後、私、課長の板倉でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） では説明してください。

○板倉洋和健康増進課長 それでは、令和3年度当初予算の概要についてご説明申し上げます。

健康増進課は、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの専門職員が配置されておりまして、健康増進事業やがん検診、予防接種、母子保健事業などを行っております。

それでは、令和3年度の予算について、お手元の資料により順次説明させていただきます。

まず、1ページ目の総括表をご覧いただきたいと思っております。

予算編成の基本的見解につきましては、その概略について申し上げます。

まず、健康増進法に基づく保健事業として、健康ポイント事業を実施して、市民の健康意識の向上を図ります。また、がんの早期発見を目的に、各種がん検診の受診を促進するほか、定期予防接種の実施や妊娠、出産された方への切れ目のない育児の支援対策に取り組む予算を計上させていただきました。

次に、歳入についてでございますが、合計で1,538万2,000円で、前年と比較いたしますと191万9,000円の減額となっております。また、歳出につきましては、2億2,889万3,000円を計上させていただきました。前年と比較いたしますと1,620万円の増額、率にして7.6パーセントの増となっております。

なお、備考に記載してございますが、新型コロナウイルス接種に関する予算といたしまし

では、令和2年2月補正においてワクチン接種体制整備事業として、ワクチン接種体制整備分とワクチン接種分を計上させていただきまして、先日議決をいただいたとおりでございます。

それでは、予算の概要について順次ご説明申し上げます。

2ページ目をご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、総額は、先ほど総括表で説明したとおり、増減が大きいものとして、中ほどにあります緊急風しん抗体検査事業補助金、成人男性の風しん検査、風しんの抗体検査、接種対象者の減少は生ずるものと見込んでおりまして、これが減額となっております。

続いて、健康増進事業補助金、これにつきましては、健康づくりに係る補助金でございますが、事業の見直しを行いまして、総事業費が減額となったものでございます。例えば報償費において、運動教室講師の減額、そして講演会などの講師として、昨年度本市と健康づくり協定を締結いたしました明治安田生命保険の協力を仰ぐこととして、報償費を減額したものでございます。委託料としましては、肝炎検査の対象者を減少と見込んだためでございます。

下から4段目にあります各種検診負担金につきましては、がん検診の受診者の実績による計上のため、減額となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

3ページ目をご覧くださいと思います。保健センター管理費です。これは保健文化センターの清掃や設備点検の委託料、光熱水費などで、合計453万8,000円となっております。光熱水費は、保健文化センターの空調などに使用いたしますガスの使用料でございます。

12の委託料275万5,000円は、保健文化センターの自動ドアの保守点検や警備、清掃業務の委託料でございます。

続きまして、4ページ目をご覧くださいと思います。

保健衛生事務費です。保健衛生事務費といたしまして、合計で5,250万1,000円計上しております。前年と比較いたしますと848万6,000円の増額となっております。

これは、まず、会計年度任用職員の事務職員、保健師、産休代替の栄養士、看護師の報酬となっております。2の給料は、保健師を補充するための費用となっております。

12の委託料でございますが、市民の各種検診や予防接種などのデータ管理を行うため健康管理システム関係の保守委託料の経費となっております。令和3年度に行う予定の新型イ

ンフルやロタウイルスに係るマイナンバー関連の情報連携システム費用については、令和3年度の補正予算に計上する予定となっております。

13使用料です。健康管理システムが再リースとなったため、金額としては抑えられている状況でございます。

18の負担金補助及び交付金3,932万7,000円のうち、3,730万7,000円は、救急医療事業などに関するものでございまして、山武郡市広域行政組合への負担金で、235万1,000円が増額となっております。

続きまして、5ページ目をご覧いただきたいと思います。

がん検診推進事業です。がん検診推進事業につきましては、国庫補助事業を活用いたしまして、無料クーポン券による検診を実施しております。二十歳の女性に子宮がん検診、40歳の女性には乳がん検診を行うものでございます。

この検診に加えまして、個別通知などの経費も補助対象となることから、特定の年齢に達した男女に対しまして、胃がん、肺がん、大腸がん検診などの受診勧奨や結果の報告、精密検査未受診者への再受診勧奨を行うものでございます。予算といたしましては合計で89万6,000円で、実績を基に計上しているため、昨年度よりも45万6,000円の減額となっております。

続きまして、6ページ目をご覧いただきたいと思います。

がん検診事業です。がん検診事業につきましては、先ほどの5ページ目のがん検診推進事業と併せて実施しているこれは市単独の事業となっております。

内容といたしましては、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん検診及び胃のリスク検査を行っております。なお、胃がん検診につきましては、平成29年度から内視鏡検査を導入しておりますが、内視鏡検査には抵抗があるという方についてレントゲン検査、いわゆるバリウム検査を実施しております。予算額は合計で2,728万9,000円で、前年と比較いたしますと60万5,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、受診実績を勘案したための計上によるので、減額となっております。

続いて、7ページ目をご覧いただきたいと思います。

予防接種事業です。予防接種事業につきましては、子どもから高齢者まで各種予防接種を実施しております。予算額は、合計で8,816万9,000円で、前年と比較いたしますと901万5,000円の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、12の委託料、子どもの医療機関での個別接種が増えた

ために、集団に係る経費は減額したものの、個別接種の委託料を多く見込んだことにより増額となっております。

続いて、8ページ目をご覧いただきたいと思います。

健康づくり事業でございます。健康づくり事業につきましては、健康増進法に基づき、各種保健事業を実施しております。予算額は810万2,000円で、前年と比較いたしますと199万9,000円の減額となっております。

12の委託料について、肝炎検査の受診見込みが減ったこと、また7の報償費において、講演会などの講師の報償費を減額したことが原因でございます。令和元年度から骨粗鬆症検診を検診機関に委託をせず、民間企業の協力により無料で実施しております。

続きまして、9ページ目をご覧いただきたいと思います。

結核及び感染症予防事業でございます。結核及び感染症予防事業につきましては、感染症法に基づく結核検診を行っているものでございます。12の委託料1,100万円が主な事業でございます。また、胸部エックス線検査の検診委託料でございます。そのほか検診の受診勧奨通知、結果通知、精密検査受診勧奨などに係る経費でございます。

新型コロナ関係で令和2年度の集団健診受診者が減少したため、令和3年度の見込みは、令和元年度程度の受診があると想定をいたしまして、また集団健診の単価が値上がったため、予算額は1,112万7,000円の計上となっております。

最後に、10ページ目をご覧いただきたいと思います。

母子保健事業です。母子保健事業は、母子保健法に基づく事業でございます。主なものは乳幼児健診の医師の報酬、各種事業に係る栄養士、歯科衛生士、保育士などの会計年度任用職員の報酬で、その他には妊婦、乳児健診の委託料、扶助費の未熟児養育医療給付金となっております。予算額は3,627万1,000円で、ほぼ前年と同額となっております。

なお、こちらの母子保健事業につきましては、妊娠、出産、育児について、切れ目のない支援が実施できるよう、今後も保健師、栄養士、歯科衛生士など関係課や関係機関と連携しながら事業を実施してまいります。

簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要について、ご質問等があれば伺いいたします。

森委員。

○森 建二委員 2点お願いします。

3 ページの保健センターの管理費で、光熱費が300万超増えるのは、何か見込みの理由があるのでしょうかということが1点。それと次のページ、4 ページ、山武郡市広域行政組合負担金も300万円ほど増えておりますが、これについても理由をお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和健康増進課長 光熱水費の増につきましては、令和元年度に空調機を新調いたしまして、それによりまして通年の運用ができるようになったことから費用が値上がったということになります。それまでは故障して稼働しなかった時期がありましたので、対前年比と比べると上がってしまうという形になります。

もう1点、山武郡市広域行政組合の負担金が増えたということですが、これはやはり救急輪番の費用が増えているというのが主たる要因となっております。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 9 ページ目の先ほど集団健診の単価が上がったとおっしゃっていたんですけども、大体どのくらい上がったんでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 伊藤さん。

○伊藤文江健康増進課副課長 集団健診のほうですが、今年度が胸の撮影1,071円で、来年度が1,320円ということで250円ぐらい上がっています。胸のレントゲンです。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 予算案の質問じゃないんですけども、いいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○宮間文夫委員 PCR検査の話をちょっとお聞きしたいんですけども、今日当委員会に陳情がありました。その方いわく1,000円でできるという話ですけども、本市のPCR検査に対する現状、考え方、誰かが陽性が出たら、その濃厚接触者に対してPCR検査をしているのだろうか、あるいは希望者がどこかに行って、東メディカル、大網病院でもやっているのか。そういう当課が、そちらがPCR検査に対する現状と考え方をお聞かせいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和健康増進課長 PCR検査につきましては、無症状の方に対して積極的に検査を行

うと、それを推奨するようなことを当課として推奨しているわけではございません。

現在のPCR検査の体制といたしましては、一般質問のときに蛭田議員から質問があったかと思うんですけれども、現在体制が変わりまして、2月の末から、かかりつけ医にかかって、検査を受けたほうがいいとドクターが診断を下した場合、東千葉メディカルの地域外来検査センター、そこで検査が受けられることになっております。

無症状の方という方で、自分が不安に思っていて検査を受けたいという方については、希望者が受けられる場所がございますので、そこをご案内してございます。1,000円で受けられるというようなお話がありましたけれども、これは市川にあります国府台病院でやっている、どこかがまとまって集団でやった場合に1人当たり単価が1,000円だという形で伺っています。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

健康増進課の皆さん退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

（健康増進課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、健康増進課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

引間委員。

○引間真理子委員 コロナのワクチン接種等大変な中ではあるんですけれども、やはりがん検診とかも受診率が上がるように何とか努力していただきたいと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかにありますか。

森委員。

○森 建二委員 改めてワクチン接種大変だと思いますが、漏れのないように、接種の実施と情報の発信、くれぐれもよろしく願いますということをお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、健康増進課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

◎議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 市民課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第17号について説明をお願いいたします。どうぞ。

○齊藤隆廣市民課長 市民課です。よろしくお願いいたします。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

私の左側です。国保班と高齢者医療年金班を統括しております飯倉副課長でございます。

○飯倉正人市民課副課長 飯倉です。よろしくお願いいたします。

○齊藤隆廣市民課長 戸籍班と市民班を統括しております山本副課長です。

○山本敬行市民課副課長 山本です。よろしくお願いいたします。

○齊藤隆廣市民課長 国保班の島田班長でございます。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 島田です。よろしくお願いいたします。

○齊藤隆廣市民課長 市民班の石井班長でございます。

○石井秀樹市民課主査兼市民班長 石井です。よろしくお願いいたします。

○齊藤隆廣市民課長 高齢者医療年金班の石橋班長でございます。

○石橋恭子市民課主査兼高齢者医療年金班長 石橋です。よろしくお願いいたします。

○齊藤隆廣市民課長 最後、私、齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

お手元に議案配付資料がございましたら、1ページ目をご覧ください。

今回2点ほど改正箇所がありますが、はじめに適用除外規定の追加についてご説明させていただきます。

国民健康保険法第6条第11号及び同法施行規則第1条第5項の規定により、特別な事由がある者で、市町村の国民健康保険条例で定める者は、被保険者としないとされております。

しかしながら、市町村では、国民健康保険条例に被保険者とし不在者の規定を定めていないため、公費負担できる場合でも国民健康保険の被保険者としている事例があったことから、改めて条例を見直すようにと国からの要請が千葉県を經由しまして、県内自治体にありました。

これを受けまして、児童福祉施設に入所している児童であって、扶養義務者のない者は被保険者とし不在旨を追加しようとするものであります。

2点目は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、附則の改正を行うものでございます。

これまで新型コロナウイルス感染症の定義につきましては、新型インフルエンザ等と見なされて適用されていましたが、これを令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに改められたことから、併せて一部改正しようとするものでございます。

以上、議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました議案第17号について、ご質問等がありましたらどうぞ。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 医療受給券ですけれども、全額公費負担ということなので、変わらないということによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引問委員。

○引問真理子委員 この小規模住宅型児童養育事業というのは、どういう施設なのか、居宅で育てているとか事業の内容を教えてくださいませんか。

○委員長（岡田憲二委員長） 島田さん。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 こちらの小規模住宅型児童養育事業といいますのは、児童福祉法に定められている保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると



認められる児童の養育に関しまして、相当の経験を有する者の住居において養育を行う事業のことです。例えばファミリーホームと言われているものがあるんですけども、家庭で暮らせない子どもたちを養育者の家庭に迎え入れて養育する家庭的養護という意味になります。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 本市ではそういったファミリーホームという形でやっているところはあるのでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○齊藤隆廣市民課長 本市ではございません。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、新年度予算の概要についての説明をお願いいたします。齊藤課長。

○齊藤隆廣市民課長 説明の前に、人間ドックの助成事業の見直しを考えていますので、その資料も併せてここで配付させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。配って。

（資料配付）

○齊藤隆廣市民課長 それでは、令和3年度市民課が所管いたします事業の当初予算案をご説明いたします。

はじめに、お手元の説明資料の構成について説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

市民課では3つの会計を所掌しております。議案第8号 一般会計予算に関する説明資料が1ページから9ページ及び白里出張所分として28ページから29ページが含まれております。次に議案第9号 国民健康保険特別会計予算に関する説明資料が10ページから20ページとなっております。最後に議案第10号 後期高齢者医療特別会計予算の説明資料が21ページから27ページとなっております。

それでは、一般会計からご説明申し上げます。

資料の1ページ、一般会計の総括表をご覧ください。

一般会計では、住民基本台帳関係業務、戸籍関係業務及び国民年金関係業務等に係る経費を計上しているほか、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る国・県からの負担金収入並び

に両特別会計への繰出金を計上しております。

歳入につきましては、合計で3億2,624万4,000円を見込んでおり、令和2年度当初予算と比較いたしますと648万円、率にして1.8パーセントの減となっております。

次に、2ページをご覧ください。

歳出でございますが、合計で9億1,487万4,000円、前年度比で1,111万円、率にして1.2パーセントの減となっております。

3ページをご覧ください。

一般会計の歳入について、科目ごとの予算額を記載してございます。上から15款は手数料収入でございます。

16款は各事業に係る国庫支出金、17款は県支出金でございます。この中で保険基盤安定負担金は、低所得者に係る税の軽減世帯数に応じて、国・県・市が定められたルールに基づいて、国民健康保険及び後期高齢者医療に拠出するものでございます。

22款は諸収入でございます。各科目の充当先につきましては、歳出の資料の財源内訳に記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、一般会計の歳出について主な事業についてご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

戸籍事務費でございます。こちらは戸籍事務に必要なシステム利用料や消耗品等の事務費でございます。令和2年度に戸籍システム機器の更改により、サーバー機器をクラウドサービス型に変更したため、令和3年度からはシステムの賃借料と保守委託料がなくなり、戸籍システム使用料を通信運搬費で、クラウド使用料を手数料で計上してございます。

6ページをご覧ください。

個人番号カード交付事業でございます。こちらは、個人番号カードの交付事務に必要な事務費及び事務委任に係る事務負担金でございます。この事務委任に係る事務負担金は、マイナンバーカードの作成などを行っている地方公共団体情報システム機構に必要な経費を市から負担金として支出するもので、かかる費用は要綱の範囲内であれば国から全額補助金として交付されるものでございます。

なお、当事務負担金と補助金は、令和3年度中に市町村を通さず、国から地方公共団体情報システム機構へ直接交付されることとなり、これに伴い市の予算も減となっております。

7ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計繰出金でございます。こちらは、さきにご説明いたしました保険基

盤安定繰出金や出産育児一時金及び事務費等の繰出金でございます。

8ページをご覧ください。

国民年金に係る経費でございます。こちらは国民年金の事務に必要な経費を計上しております。これらの財源は国からの委託金で賄われております。

9ページをご覧ください。

後期高齢者医療給付事務費でございます。広域連合への負担金、基盤安定負担金及び事務費を特別会計へ繰り出すものでございます。

一般会計については以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

10ページ及び11ページをご覧ください。

こちらは歳入の総括表でございます。合計で43億7,617万2,000円を見込んでおります。

令和2年度と比較いたしますと3億6,868万円、率にして9.2パーセントの増となっております。主な増減といたしましては、10ページの一番上段の保険給付費等交付金が2億462万2,000円の増となっております。この交付金は、主に各医療機関に支払う療養費に対する費用であり、12ページの歳出の2款保険給付費に充てております。

続きまして、12ページから13ページをご覧ください。

こちらは歳出の総括表でございます。合計で54億1,591万7,000円を見込んでおります。前年度比で2億998万8,000円、率にして4パーセントの増となっております。

12ページに戻りまして、上から4段目をご覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付事業からほぼ中央の2款6項1目傷病手当金支給事業までの14事業が保険給付費であり、前年度と比較して1億9,381万7,000円の増となっております。これは国保の被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展、高度医療技術の進歩等により、1人当たりの保険給付費が増加していることが原因と考えられます。

参考までに、2款2項1目一般被保険者高額療養事業の予算額が前年度と比較しまして22.8パーセント増となっているのも、この傾向の現れと思われれます。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険特別会計の歳入について、科目ごとの予算額を記載してございます。

繰り返しになりますが、一番上の普通交付金は、市が医療機関に支払う給付費の全額が県から支出され、こちらの科目で受け入れます。特別交付金は、保健事業に対する国・県の負担金や保険者努力支援分等でございます。

次に、歳出について主な事業をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

一般被保険者療養給付事業等でございます。こちらは医療費の保険者負担分を国保連合会を介して医療機関へ支払う療養給付費や出産育児一時金などがございます。

18ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金・共同事業拠出金でございます。こちらは県が本市の被保険者数や所得水準及び医療費水準の状況等により算出した納付金となります。財源は国保税と保険基盤安定繰入金などがございます。

19ページをご覧ください。

保健事業費でございます。こちらは、特定健診、特定保健指導、人間ドックに関する費用でございます。集団健診につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種会場との調整もございますが、保健文化センター、いずみの里、大網白里アリーナを会場として、計23日間実施する予定です。実施に際しましては、できる限り3密を避け、感染予防対策に考慮しながら、準備してまいります。

一方、集団健診で受診できない方やかかりつけ医に定期的に通われている方のため、山武郡市医師会にご協力をいただき、個別健診を実施しております。現在大網病院をはじめ市内11診療機関で受診できる環境を構築しており、来年度も引き続き利用者の利便性の向上に努めてまいります。

特定保健指導につきましては、集団健診分はちば県民保健予防財団に委託し、7月から年度末まで延べ39日間実施する予定です。現在個別健診を受けられた方の保健指導については、増穂に事業所がある株式会社千葉薬品に委託して実施しているところでございます。

また、国保連合会と連携して、全額国からの補助金がある受診勧奨事業を実施予定しております。これは、特定健診を受診しない方を抽出して、受診勧奨のはがきを送付するものですが、その内容や発送時期について、民間のノウハウを活用し、健診受診率の向上を図ろうとするものでございます。

以上が国民健康保険特別会計の説明となります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

21ページ及び22ページをご覧ください。

歳入歳出の総括表でございます。

予算総額は6億8,697万3,000円で、令和2年度と比較しますと5,312万円、率にして8.4パ

ーセントの増となっております。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者数が増加傾向となっているため、年々保険料及び納付金ともに増加してございます。

次に、23ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入について、科目ごとの予算額を記載してございます。

1 款は保険料で、特別徴収は年金から、普通徴収は口座振替や納付書により徴収しているものでございます。

3 款の繰入金は、一般会計から繰り出された事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございます。

5 款のうち特定健康診査等受託料は、健診に係る費用が保険者である広域連合から支払われるものでございます。

続いて、歳出について主な事業をご説明いたします。

24ページをご覧ください。

一般管理事務費でございます。保険証の発行などの資格管理や国保と連携して取り組む特定健診の委託料、高額療養費などの各種手続に必要な事務経費を計上しております。

25ページをご覧ください。

賦課徴収費でございます。賦課徴収の事務に必要な事務経費でございます。令和3年度から保険料の支払い方法の選択肢を増やすという観点から、コンビニ収納及びスマホによるキャッシュレス決済を始める予定でございます。

最後となりますが、白里出張所に係る予算でございます。

28ページの総括表をご覧ください。

歳入は、本庁分と合わせて一括で計上しているもので、予算計上はございません。

一方、歳出は、出張所事務費として211万6,000円を計上させていただいております。

詳細は29ページでございます。

最後となりますが、先ほど配りました人間ドック助成事業の見直しについてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料のとおりでございますが、事業概要といたしまして、市では国民健康保険の被保険者を対象に、市の契約医療機関で短期人間ドックを受診する場合に、費用の一部を下の表に基づいて助成してございます。

2の助成内容の見直しですが、現行は契約医療機関の全てにおきまして、検査費用の7割

相当額、上限を4万円として市が助成しておりますが、今後、見直し案といたしまして、大網病院以外の契約医療機関につきましては、検査費用の7割相当額、ここは変わらず、上限を3万円とさせていただくということでございます。ただし、大網病院につきましては、現行どおりというふうに考えています。

その見直しの理由でございますが、4点ほどございます。

1つといたしまして、市に実施義務のある特定健康診査に係る市の負担額と個人の医師による短期人間ドックに係る市の助成額を、公平性の観点から同程度にしたい。

参考1というのが裏にございます。人間ドックは上限4万円、特定健診の集団健診につきましては1万8,566円、特定健診の個別健診につきましては3万2,040円と、1人当たりで単価に直すところいう金額になっています。やはりそれぞれに差がございますので、そこを公正化を図りたいというのが1点ございます。

②でございますが、近隣自治体では助成額の引下げが行われております。参考2というのが裏にございますが、東金市では既に引下げを実施してございます。現行検査費用の7割で上限が5万円だったものを、令和3年度以降は検査費用の7割は変えずに、上限3万円ということで引下げを図っていくというものでございます。

次に、3番目といたしまして、助成額を引き下げることにより、非常に厳しい市財源の抑制を図れるということが参考の3とさせてもらっております。裏でございますが、現行制度ですと、ここを上限4万円に係る費用というのが1,943万9,101円となっておりますが、これを上限3万円及び大網病院のみ現行のままでいくということにさせていただきますと、1,821万6,906円ということで、122万2,194円が財政支出に抑制を図れるということでございます。

最後に、④ということで、大網病院も非常に経営が厳しいということでございます。そちらにつきましては、人間ドックを積極的に利用していただくというところで、先ほどの差別化を図るというところでございます。それが参考の4となりますが、表といたしまして、現行制度は上が大網病院の実績でございますが、下がA、B、Cと医療機関がございまして、例えば同じ検査費用4万4,000円の黒丸印でいきますと、自己負担額は1万6,000円と同額でございますが、黒の三角印とか黒の四角印ですと、同じ三角であれば6万6,000円、四角であれば7万7,000円の検査費用がございまして、それぞれ自己負担額は1万円及び1万円弱、大網病院のほうが低価格で利用できるということになります。

ということで、表の4の見直しのスケジュールでございますが、市の国民健康保険人間ド

ック利用規則の一部改正を令和2年度末に行うことといたしまして、令和3年度は被保険者への周知期間といたしまして、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

長くなりまして申し訳ございません。

以上で説明のほう終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、ただいま説明のありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いします。どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 今課長、私、大網病院しか考えてないんだけど、人間ドック1年に1回でしたか。

○委員長（岡田憲二委員長） 島田さん。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 人間ドックの助成は年度内に1回となっております、例えば市のほうの集団健診・個別健診と重複して受けることはできなくなっております。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 個人で大網病院で人間ドックを受けようとしたら年度に1回でしょう。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 はい、そうです。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 皆さん質問あると思うけれども、私簡単に。6ページ、個人カードの令和3年度当初予算の計上しているけれども、令和2年の18節から令和3年のがくんと下がっているでしょう。これと、それから最終的なものもだいぶ下がっているよね、2年から3年は。逆に1節、2節、8節、10節、13節は上がっている。簡単でいいんだけど、お願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 齊藤課長。

○齊藤隆廣市民課長 18節の負担金補助及び交付金とその下の入りの16款の国庫支出金、ここと関連があるんですが、令和2年度までは国から市へ補助金が交付され、その受けた交付金を地方公共団体システム機構というところに支出していたんですが、それを令和3年度から国から直接その地方公共団体システム機構へお金を交付するという流れに変わりましたので、それぞれ負担金、あと政府との国庫支出金が減額しているというところでございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 この数字で見ることはあまり気にしないでいいと思うけれども、普及率というか、利用というか、私なんか持っているけれども、ほとんど使わない。

○委員長（岡田憲二委員長） 山本さん。

○山本敬行市民課副課長 普及率といいますか、今現在の交付率でお答えしてよろしいですか。

2月末現在の交付率ですが、大網白里市に関しましては、24.4パーセントとなっております。ちなみに、2月1か月現在の申請、まだ交付はしてないんですけども、お客様から申請された件数ですが、実は今年の1月には560件ぐらいだったんですが、2月は多くなりまして、1,200件ぐらい申請が上がっている状況でございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 それはなぜだと思いますか。

○委員長（岡田憲二委員長） 山本さん。

○山本敬行市民課副課長 明確な原因はちょっと分からないんですが、3月から保険証利用が始まるということとか、今コロナのワクチンの関係で、政府のほうでマイナンバー、いわゆる番号とひもづけるというような報道があったと思うんですが、そちらではないかなということでは私の方は考えているという状況でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 19ページですけども、短期人間ドック助成金、これは大網病院はどのくらいの割合で助成金出るのか。

○委員長（岡田憲二委員長） 島田さん。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 令和元年度の実績でいいますと、大網病院は全体の約23パーセントの方が利用されております。直近でいいますと、令和2年度は2月末時点ではございますが、全体の利用された方の同じぐらいですが、24パーセントが大網病院を利用されております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようであります。

それでは、市民課の皆さん、退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

（市民課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、市民課の新年度予算について、内容の取りまとめに



入りたいと思います。ご意見がありまたらどうぞ。

(「委員長、副委員長一任でお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、以上で市民課の付託議案の審査及び新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

---

◎議案第19号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第33号 令和2年度大網白里市病院事業会計補正予算

○委員長(岡田憲二委員長) 続けます。

次に、大網病院を入室させてください。

(大網病院 入室)

○委員長(岡田憲二委員長) 大網病院の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第19号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第33号 令和2年度大網白里市病院事業会計補正予算の審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第19号及び第33号についての説明をお願いします。

○安川一省大網病院事務長 では、まず大網病院の職員の紹介をいたします。

私の隣、副事務長で医事班長を兼務しております古川です。

○古川正樹大網病院副事務長兼医事班長 よろしく申し上げます。

○安川一省大網病院事務長 その隣、管理班長の石井です。

○石井満世大網病院主査兼管理班長 石井です。よろしく申し上げます。

○安川一省大網病院事務長 その隣、管理班主査の内山と申します。

○内山貴紀大網病院主査 よろしく申し上げます。

○安川一省大網病院事務長 最後に、私、事務長の安川です。よろしく申し上げます。

では、着座にて早速説明をさせていただきます。

議案第19号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に対する業務、この業務は感染リスクに起因する精神的緊張が非常に高いものでございます。これらの業務に従事する大網病院の職員に対し、新たな手当を設けることにより、職員の士気を高めようとするものでございます。

手当の名称につきましては、感染症対応手当。対象となる業務につきましては、2つございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接する業務または新型コロナウイルス感染症の検査業務、大網病院の業務について具体的に申しますと、この①番は外来の診療、それからPCR、定量検査の検査業務ということになります。

いま一つは、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に長時間接する業務、または身体に直接に接触する業務。大網病院における具体的な業務は、入院患者への対応でございます。

手当の額につきましては、外来等につきましては日額3,000円、入院等につきましては、日額4,000円、ただし、令和2年3月9日に遡及適用するものでございますが、3月9日から帰国者・接触者外来ということで千葉県指定を受けました。そこから業務が開始したという考えでございます。令和2年3月から12月までは、日額ではなく月額規定としてございます。

人件費の影響見込額でございますが、令和2年度分といたしまして、令和2年3月分を含みますが、月額規定分が387万円、日額分が180万円、令和3年度において日額分が600万円と推定しております。

以上が議案第19号の説明でございます。

続きまして、令和2年度3月補正予算の概要についてご説明申し上げます。

補正予算書をご確認いただければと思います。

まず、補正予算書の15ページ、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

大網病院は、一般病床99床、このうち79床を急性期病床、残りの20床を地域包括ケア病床として運営をしております。しかし、現在は新型コロナウイルス疑い患者の受入れが必要となった場合に備え、急性期病床のうち2部屋を隔離用病室として通常の使用から外しております。入院年間延べ患者数の見込みは、既決予定数から1,345人減少の2万8,731人、1日当たりでは3.7人減少の78.7人です。

次に、外来についてですが、外来年間延べ患者数は、既決予定数から3,826人増の6万

5,499人、1日当たりでは15.7人増の269.5人を見込んでおります。

外来患者数に関しましては、4月の緊急事態宣言を受けて大幅に減少しましたが、その後は回復傾向にあり、9月補正予算時の見込みから増加といたしました。

なお、令和2年度当初予算と比較すると、1日当たり11.1人の減、年度間では2,676人の減となっております。

続きまして、病院事業の運営に要する収益的収支についてです。

予算書第3条をご覧ください。

病院事業収益につきましては、9,421万5,000円増加の28億2,592万2,000円を見込んでいます。病院事業費用は892万1,000円減少の27億1,957万3,000円を見込んでいます。

補正後の収益的収支は1億637万9,000円の黒字となります。

収益的収支の内訳についてご説明いたします。

予算書の17ページ、実施計画書をご覧くださいと思います。

患者の診療等から得られる医療収益につきましては、先述した患者数の減少などにより、7,308万4,000円減少の21億9,442万4,000円と見込んでおります。内訳といたしまして、入院収益は3,736万3,000円減の11億8,007万2,000円、外来収益は3,572万1,000円減の8億1,391万7,000円です。これに、その他医業外収益2億46万5,000円を加え、21億9,445万4,000円となります。

医業外収益につきましては、1億6,729万9,000円増の5億8,149万5,000円を見込んでおります。増加分の内訳といたしましては、新型コロナウイルス対策に要した病院運営のための国庫補助金が729万9,000円増の730万円、市からの繰入金で1億6,000万円増の4億323万5,000円となります。

今回の補正案により、令和2年度の繰入金総額は7億2,646万5,000円となります。そのうち医療施設整備費、医療備品等購入費及び過去の企業債に対する元金償還分を除いた6億2,000万円が病院事業運営のために繰り入れられる金額となります。

以上によりまして、病院事業収益は9,421万5,000円増の28億2,595万2,000円となります。

続いて、収益的支出ですが、医業費用で892万1,000円減の26億2,049万6,000円を見込んでおります。内訳は、給与費が4,107万9,000円増の13億8,090万3,000円、材料費が5,000万円減の7億2,100万円となります。

給与費の内訳についてご説明をいたします。

予算書の20ページ、給与費明細書をご覧くださいと思います。

報酬の増額及び給与の減額につきまして、会計年度任用職員は、フルタイムは給与、パートタイムは報酬に計上することになっております。当初予算ではフルタイムを中心に計上したところ、実際はパートタイムのほうが多かったことから、報酬については2,010万2,000円の増額、及び給与については669万3,000円の減額が生じました。

また、報酬の増額に対し給与の減額幅が小さいのは、年度途中で内科医師2名を採用することができた。これが大きな要因でございます。

手当につきましては、2,167万円増の4億5,013万円を見込んでおります。主な内容につきまして、まず時間外勤務手当について、新型コロナウイルス対応などにより515万円増の2,859万6,000円、特殊勤務手当につきまして、新型コロナウイルス対応として、今定例会に上程しております感染症対応手当、また6月定例でご承認をいただきました薬剤師の調剤手当の新設などにより976万4,000円増の1億542万4,000円、期末・勤勉手当につきまして、内科医師の新規採用などにより、471万9,000円増の1億3,331万3,000円となっております。

以上が令和2年度病院事業会計3月補正予算案の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました議案第19号及び議案第33号について、ご質問等があればお願いします。どうぞ。

ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、新年度予算の概要について説明をお願いします。

○安川一省大網病院事務長 それでは、令和3年度当初予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

大網病院は、地方公営企業法の財務規定のみ適用する一部適用企業で、3条予算と4条予算で編成しています。

お手元の説明資料1ページから3ページをご覧くださいと思います。

1ページ、2ページが収益的収支の総括表でございます。

令和3年度の収支差引きといたしましては、774万1,000円の黒字予算としております。

また3ページの資本的収支の総括表では、7,617万5,000円が不足する予算としており、この不足額につきましては、過年度及び当該年度の内部留保資金を充当いたします。

それでは、内訳に入らせていただきます。

4ページ、入院収益についてご説明します。

大網病院の病棟編成は、一般病床99床のうち、急性期病床79床、地域包括ケア病床を20床としております。急性期病床の年間の延べ患者数を2万2,185人、地域包括ケア病床では6,570人を見込み、合わせて3万1,755人を予定しております。これを1日当たりにいたしますと、急性期病床で69人、地域包括ケア病床で18人の計87人を1日当たりの入院患者数として予定しております。病床の稼働率といたしましては、87.9パーセントとなります。

次に、患者1人当たりの診療単価ですが、急性期病床で4万2,972円、地域包括ケア病床で3万1,055円を予定しており、先ほどのそれぞれの入院患者数とこの診療単価を掛けて合計し、12億8,629万5,000円を入院に係る診療収入として予算計上しております。1人当たりの診療単価の平均につきましては、令和2年度の実績、薬価改定等を考慮いたしまして、12円上げた4万506円とし、目標とする患者数も引き上げ、予算額といたしましては、779万3,000円増額しております。

次に、外来収益についてご説明申し上げます。

外来では、1年間の延べ外来患者数を6万9,206人、1日当たりにいたしますと286.0人を予定しており、診療単価は実績などから患者1人当たり1万3,712円として、987万6,000円増の9億4,896万1,000円を計上いたしました。また、その他医業収益としまして、個室使用料、健康診断、人間ドック、文書料等につきまして399万円減の2億596万1,000円を計上しております。

次に、5ページ、繰入金について下段の表をご覧くださいと思います。

収益的収入では3億円、後ほど触れます資本的収入と合計いたしますと、4億円となっております。

以上、収益的収入につきましては、前年度当初に比べ1,926万3,000円、0.7パーセント増の総額27億100万円を計上したところでございます。

続いて、6ページから8ページにわたり収益的支出についてご説明申し上げます。

最初に、6ページ、7ページの給与費につきまして、常勤職員は123名、非常勤医師27名、会計年度任用職員49名の人件費でございます。当初予算比較で常勤看護師を2名増員、またコロナ対応の特殊勤務手当の新設、さらには会計年度任用職員フルタイムの一部が共済組合に加入することなどに伴いまして、4.1パーセント増の総額13億9,453万円を給与費として予算計上いたしました。

次に、7ページ下段の材料費関係でございます。薬品費については、2年度の実績を考慮して4,000万円減の5億4,000万円とした結果、材料費全体で約3,900万円の減額となっております。

ります。

次に、8ページ、経費関係でございます。光熱水費、委託費等として45万3,000円増の4億3,005万6,000円を計上いたしました。大網病院といたしまして、経費節減を図る中、増額した主な要点は2点ございます。

まず、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当約218万円ですが、給与費から本表の上から2段目、旅費交通費に移ったこと、科目が入れ替わったということでございます。

2点目といたしまして、委託費について、購入後1年を超えました医療機器の無償の保証期間が終了し、保守費用が新たに発生しました。この2点が理由でございます。

次に、減価償却費につきまして、本年度実施いたしましたLED化事業に伴い、建物附属設備減価償却費が増額し、全体で270万7,000円増の8,941万5,000円を計上いたしました。

次に、9ページをご覧ください。

企業債に対する支払利息は1,867万8,000円、昨年度当初予算よりも398万3,000円の減額です。これは利率の高い病院建設時の起債の償還が進んでいるためでございます。ちなみに、建設時の起債償還は、令和7年度に終了する予定でございます。

次に、看護師養成費につきまして、城西国際大学などの看護学部学生の奨学金に要するものでございます。2年度同様、7人分の840万円を計上しております。この制度を活用いたしまして、令和3年4月から1名が看護師として勤務することとなっております。

以上、収益的支出につきまして、前年度当初に比べ0.6パーセント、1,476万5,000円増の総額26億9,325万9,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入支出についてご説明いたします。

10ページの収入につきまして、市からの繰入金1億円、国保会計からの繰入金275万円、公営企業債4,720万円を計上しております。繰入金は前年度から646万5,000円の減額ですが、令和2年度の繰入金にはLED化事業の補助金相当額5,646万5,000円が含まれておりました。このため実績には令和2年度より5,000万円の増額となります。

これに対する支出が11ページになります。施設整備費に2,305万7,000円、備品購入費として3,537万1,000円、企業債の元金償還金として1億5,769万9,000円など7,867万7,000円減の1億2,612万8,000円を資本的支出として計上しております。減額の要因は、LED化事業が終了したためでございます。

なお、施設整備費の主なものは、老朽化いたしました無菌治療室の空調設備改修工事、また備品購入費の主なものは、レントゲン撮影装置やリハビリ科で使用する牽引装置の更新料

でございます。

以上が令和3年度の病院事業会計予算案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要について、質問等があればお願いいたします。

宮間委員。

○宮間文夫委員 7ページ、1の1の2、材料費の1、薬品費、診療に要する医薬品4,000万円減額されています。内訳を教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 令和2年度におきまして、血液内科、抗がん剤の薬がだいぶ減っておりまして。その令和2年度の実績を受けまして、3年度は減額して計上いたしました。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 私がいつも提唱しておりますジェネリック医薬品ではなかったですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 ジェネリックにしたことによる影響額というよりは、患者さん、どのような患者が増えたか減ったか、抗がん剤を使う患者さんが減ったというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 引き続き、病院経営のためにジェネリックの導入をご検討いただきたいと思ひます。

以上です。答弁要りません。

○委員長（岡田憲二委員長） 私からもひとつよろしく。患者さんがよく利用するようにね。ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 2番の1の1の1、給与費5,500万円増えているんですけども、このへんは当病院の規模として13億9,400万円計上されていますけれども、このへんの給与費というのは妥当かどうか、妥当なのは知っているんですけども、今現在院長2人体制ですよ。副院長4人ですか、だからこういう体制は今後続くのか、そのへんもやはり人件費、

給与費も考えなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 今回5,000万円あまり増額した一番の要因は、令和2年度途中で30代の若手の内科医師2名を確保できたというのが、まず最大の理由です。それからもう1点は、看護師の体制でございます。看護師が令和2年度、令和3年度の当初予算比で申し上げますと、3人増でスタートしてまいります。より手厚い人事体制にしたことによって、アップしたものと。

それから、よく病院の人件費につきましては、医業収入に対する給与の比率はどのくらいあるのかということで比較をされます。大網病院の場合は、大体50パーセント台で推移をしております。51パーセントから56パーセントぐらいの間だにご理解いただければと思うんですが、ほかのおおむね大網病院と同規模の場合、60パーセント以上の自治体病院が多々ございます。そこからしますと何とか給与費を抑えた、医業収益も確保した病院経営なのかなと。

自治体病院と比較すると、まだ比較的大網病院のほうが成績はいいのかなと考えます。ただ、給与比率は少なければ少ないほどよろしいですし、医業収益は大きければ大きいほどいいので、より効率的な運営には引き続き努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 それを聞いてある面で安心したんですけども、もう1点、この前人間ドック、先ほど人間ドック推奨していると思うんですけども、私も聞いた話では、1日1人ですか人間ドック、それで早く、半年先ぐらいじゃないとなかなか予約してもできないと。受け付けてくれないという問題もあるみたいですけども、その人間ドック推奨している。先ほど助成金聞いたら二十二、三パーセント大網病院しか使っていないというお話を、それを上げるにはある程度市のほうからもお金が出ていたわけですから、そのへんの人間ドックの受入れ体制をちょっとお聞かせ願いたい。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 人間ドックの枠につきましては、1日2組になっております。

○堀本孝雄委員 2人じゃなくて。

○安川一省大網病院事務長 はい。着替えを含めた部屋が2部屋ございます。その部屋がちょっと狭いものですから、もしご夫婦、もしくは非常に近い男性同士、女性同士、友人同士で1部屋でもいいよという場合には、最大で4名ということになります。ただ、なかなかご



夫婦そろって、非常に仲のいい同性が来るというのも珍しいので、1日当たりの枠は2名となっております。その2名が何とかフル稼働するように、センター長、木村副院長を中心に頑張っているところです。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 その予約状況、先ほど半年先になっちゃうという話も聞いたんですけど、そのへんの受入れ状況はどうでしょうか、申込み状況だと。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 確かにタイミングによっては半年ぐらい先になることも少なくありません。特に令和2年度の場合にはコロナの関係で中止をしたこともありまして、例年ですと12か月平らにならして予約を受けられるところが、数か月に縮まってしまった。ということは、それだけ一定期間に集中したということで、令和2年度についてはいつもにも増して予約が取りにくかったと考えます。

いずれにしても、1日最大枠がおおむね2名というふうに捉えていますので、その中で施設的なスペースの問題ですので、そのスペースを最大限に活用してやっていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 経営改善だけでも、人間ドックの受入れ体制、また救急患者の受入れ体制等、経営改善策にも出ていますので、ますます励んでいただくようよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。森委員。

○森 建二委員 お疲れさまでございます。

昨年の決算の部分でいっても、例えば材料費とかはかなり削られたりして、努力は見えると思います。先ほどの国保の中でも例えば人間ドック、大網病院であればちょっと安いというような形の企画とかもあると思いますので、ぜひ病院からも、こんなことできないかな、あんなことできないかなと、多分いろいろやっつけらっしゃるかと思いますが、アイデアを出していただいて、また午後診療も多分根づいたと思いますので、コロナ禍で難しい中ですが、引き続き収益を上げられるような形に少しでもできるような形でよろしく願いいたします。コロナで大変な中ですが、頑張ってください。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいでしょうか。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 今ちょっと人間ドックの話が出たので聞きたいんですけど、予約が詰まっているような話を聞いているんですけど、例えば1か月の間にポツンポツンと空く日とかがあって、こちらの都合じゃなくて、病院さんの都合でいついつ空いていますよというような対応はできるんですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 古川さん、どうぞ。

○古川正樹大網病院副事務長兼医事班長 空いたときには、問合せをいただいたときに、空いている日に入れることは可能です。直近になりますと、検査の用意とか送ったりする関係とかもありますので、大体1週間から2週間ぐらい前までであれば、何とか対応ができると思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 今大網病院さん、だいが救急の受入れのほう昼間に関してはだいぶ頑張ってくれているようで、山武の消防のほうもだいぶ喜んでいるところもあるんですけど、前回ちょっと事務長とお話ししたことがあるんですけど、夜間の受入れのほうは先生の関係等あって輪番、当番の日以外はなかなかちょっと夜間は難しいところがあるということだったんですけど、何か夜間のほうの受入れをもう少し頑張ってもらえるようになるのかならないのか、そのへん少しお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 二次救急の輪番制ではなくて、通常の当直ですと、一番の患者を受け入れる際の課題が検査を十分にすることができない。血を採ったり、尿を採ったりしても検査技師が張りついているわけではございませんので、レントゲンを撮ることもできない。そうするとある程度大網病院にかかりつけで、データのある患者であれば救急はまずはオーケーと。まず、そこは一つ大きな壁になっています。

大きな病院、人が潤沢にいるところは、当直をやるときに検査技師、レントゲン技師も同様に当直をさせることができると思うんですが、ちょっとそこまで人材的に大網病院では厳しい状態です。

一つ、今現在起きていることということでご報告申し上げます。山武医療センターでコロナのクラスターの起きていることは、ご承知かと思います。そのクラスター発生に伴いまして、外来をストップしています。この山武圏域の広域の二次救急につきましても、大変苦慮

しています。今週火、木、土と山武医療センターが二次救急の当番だったんですけれども、安蒜院長から山武医療センターに直接連絡をして、今週は大網病院で何とか受けますと、その輪番制について来週以降もずっと山武医療センターのほうの分も受け持つわけにはまいりませんので、来週以降につきましては、医療関係者で今どういうふうにするのか、当番制を再構築しているところでございます。

ですので、大網病院としましても、できることは積極的にやっつけていこう。だけど、そこにはやはり限りはあるかと思えます。いずれにしても安蒜院長を中心にして、救急医療につきましても取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、大網病院の皆さん、退席していただいて結構でございます。

（大網病院 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、大網病院の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思えますが、ご意見等どうぞ。

引間さん。

○引間真理子委員 病院内にお客様の声というのが貼ってあるんですけれども、ぜひ今後とも、病院もサービス業になるかと思えますので、サービスの向上に努めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 経営の改善の一つの方法として、ジェネリック医薬品を今以上に使用するようお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、以上で大網病院の付託議案の審査及び新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

暫時休憩します。

(午後 4時19分)

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、再開いたします。

(午後 4時29分)

○副委員長（中野 修副委員長） では、入室させてください。

(教育委員会生涯学習課 入室)

○副委員長（中野 修副委員長） それでは、先ほど言いました資料のほうの提出をお願いしたいと思います。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 先ほど委員会よりございました選定評価表についてお配りさせていただきます。

(資料配付)

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、説明してください。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 ご説明いたします。

ナンバー1とナンバー2につきましては、先ほど来協議いただいております生涯学習課のほうで点数を付したものでございます。ナンバー3から4、5、6は、各委員がプレゼンテーションを受けた中で提出資料を見て、総合的にその項目に合った配点を各委員がしたものでございます。一番右、私でいえば、事業計画による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保するものであるか、施設運営にあたっての基本方針、実施方針ということで、8点というような採点をしております。

以下、その項目によって与えられた点数の中で、おのおのが資料とプレゼンテーション、質問事項を考慮しました中で配点を行い、採点されたものでございます。

上の欄で私どもの配点が10点となっています。下の欄でおのおのの合計点が、②番が各個人の評点です。私で言えば54点ということになります。その②の小計を全部合わせたものが③の小計です。これが9人の合計の点数になります。④番でそれを9人で割ると54.6点というふうになります。

それで、最後にこの会社の点数を出すのに、上にナンバー1と打ってありますので、それを足すと64.6ということで、これが選定結果の評価点となって、公表させていただく点数でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 今、石井課長から説明いただきましたけれども、何か質問ございますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 これ64.6点でいいでしょう。それで、これが公募予定者になるかならないかという最終の点数、何点までいってないと予定者にはなれないという。

○委員長（岡田憲二委員長） 60点以上となっている。

○宮間文夫委員 となっているの、再度確認。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 まず、1点目の64.6という付点は点です。だから64.6点ということになります。こちらのほうの基準は60点です。60点を超えないということになっております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は、先ほどの質疑の中で、この点数の近隣の例も出して話したんですけども、この点数はどのように決めたんですか。例えば3、4、5、6、1、2も含めまして、この項目のこの配点はこうだと、どのような、もちろん協議して決めたんでしょうけれども、この点数でいこうという案は生涯学習課で出したんですか。それとも皆さん、その経過をちょっと教えていただきたい。

というのは、私が先ほど言ったように、私自身が一番問題としているのは、この法人の経営状況なんです。この法人がこういう状況の中で、今後5年、10年行政サービスと適正な管理ができるのかというのは、私は一番心配しているところなんです。これはもう最後まで残るような状況ですから、このへんが私は問題にしているんですけども、このへんの配点の方法、仕方というのはどういう形で、どのようにやるんですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 項目につきましては、先ほど申しあげましたとおり、子育て交流センターの項目、選定基準を参考として、例えば3番の事業計画による公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保するみたいなところは引用させていただいています。あとは、ほかの東金市とかそういうところのを聞いたり確認したりして、スポーツ施設に合ったものに、全く子育て交流センターと一緒にではありませんけれども、そういうところは参考に

して、決めさせてもらいました。

それで、配点ですけれども、私のほうとして、この中でどこに着眼点があるかというところで、例えば事業への具体的な取組などについては、こういうところは利用する市民に対して利便性の向上、配慮や視点に立っている、こういうところには15点というような点を与えています。

次の施設全体の利用促進については、やはり今サッカー場が27パーセント程度の利用量ですから、少しでも向上したいと。多くの市民の方をはじめサッカー場を使っていたきたいということから、ここにも15点をあげています。

それと一番最後に、私、昨日言いましたけれども、多少の縮減ということを行いましたけれども、やはり経費の節減、今財政健全化に向けた取組の中で、そこは担当課として押していかなければいけないところかなと思いますことから、ここにも15点というようなところで配点をしてございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、ほかに。

これについては、皆さん、これでよろしいでしょうか。ほかに質問ないですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

次に進みます。

教育長。

○深田義之教育委員会教育長 時間をいただきまして、ありがとうございました。

一言確認させていただきます。

この委員会におきまして、採択をしていただきたいということもありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（岡田憲二委員長） 尊重しますから。

それでは、次に新年度予算の概要についての説明をお願いいたします。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 議案審議ありがとうございました。

生涯学習課は多くの出先の部署を抱えておりますことから、暫時休憩をいただきまして、担当部署の各長と人員を入れ替えたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

(教育委員会生涯学習課 職員入替え)

○委員長(岡田憲二委員長) 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 それでは、改めまして、令和3年度予算につきましてご説明を申し上げる前に、先ほどお時間をいただきまして、職員が入れ替わりましたことから、入れ替わった職員について紹介させていただきます。

大変恐縮ですけれども、先ほど紹介いたしました職員は割愛させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○石井一正教育委員会生涯学習課長 それでは、私の左側3人目、中央公民館館長の飯田でございます。

○飯田 剛生涯学習課中央公民館長 飯田です。よろしくお願いします。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その隣が図書室室長の佐久間でございます。

○佐久間直美生涯学習課図書室長 佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 あと白里公民館館長の佐久間と中部コミュニティセンター所長の石井は、別室にて待機中です。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、生涯学習課の業務を紹介いたします。

生涯学習課では、生涯学習の推進、青少年の育成、地域文化の振興、生涯スポーツの推進につきまして、生涯学習班及びスポーツ振興室にて、各種施策を推進しております。また生涯学習の機会及び場所等を提供する目的として、中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンター及び図書室を有し、市民サービスの向上を図っております。

それでは、令和3年度当初予算案について、資料により概要を説明させていただきたいと思えます。

説明資料の生涯学習課内に生涯学習班分とスポーツ振興室の概要の資料となっております。

1ページをご覧ください。

生涯学習班の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表です。

まず、歳入は1,356万3,000円で、対前年度比1.1パーセントの増額です。

次に、歳出は2,236万円で、対前年度比3.1パーセントの減額となっております。

歳入歳出予算について大きな増減はございません。主な事業について、この後、詳しく説明させていただきます。また、市財政が厳しいことから、当初予算編成方針に基づき、経費削減に努めております。

はじめに、資料5ページをご覧ください。

放課後子ども教室推進事業です。放課後子ども教室は、放課後の児童の安全・安心な居場所を設けることを目的とし、小学校の余裕教室を活用し、市内の全ての小学校区7校で週2回実施しております。

なお、昨年度まで大網小学校で実施しておりました放課後子ども教室は、令和2年度から子育て交流センターへ移動し、開設しております。

次に、12ページをご覧ください。

文化振興事業です。文化振興事業につきましては、文化財審議会、郷土芸能保存会、産業文化祭文化の部等の文化振興に係る経費です。令和3年度は、令和2年度で開催できませんでした3年ごとの特別企画展開催を、自治総合センターのシンポジウム助成事業を活用し、開催を予定しており、デジタル博物館で公開されている実物を展示するなど、市内の文化資源の魅力を発信してまいります。

また、デジタル博物館事業につきましては、図書館振興財団の提案型助成事業に採択されており、令和2年度、3年度の2か年をかけ、市指定無形文化財の永田旭連の獅子舞の記録映像の公開、県指定有形文化財である宮谷県庁跡を紹介したコンテンツの追加を予定しており、さらにデジタル博物館の充実を図ってまいります。

次に、14ページをご覧ください。

いきいき市民大学講座事業につきましては、令和3年度より名称を市民公開講座とし、生涯学習、文化芸術・スポーツに絞って、その年に話題となっていることをテーマとして実施してまいります。

以上が生涯学習班の令和3年度当初予算の概要でございます。

続きまして、生涯学習課スポーツ振興室について説明いたします。

生涯学習課の15ページの次に、スポーツ振興室となっております。スポーツ振興室の資料も1ページからと打ってございますので、よろしく願いいたします。

1ページをご覧ください。

スポーツ振興室で所掌している事業の歳入歳出予算の総括表です。

まず、歳入ですが、2,191万3,000円で対前年度比4パーセントの減額です。歳出は7,360万9,000円で、対前年度比5.4パーセントの減額です。

次に、3ページをご覧ください。

生涯スポーツ普及事業、スポーツ大会等です。令和2年度と比較しまして、27万7,000円



の増額となっております。増額の主な要因として、消耗品費33万3,000円、前年度より30万8,000円の増額となっております。増額の内容として、オリンピック開催に当たり、本市出身選手のオリンピック出場応援の横断幕の作成費用を計上させていただいております。

こちらのオリンピック選手は、アーティスティックスイミングとなっております。

次に、8ページをご覧ください。

社会体育施設管理費です。令和2年度と比較して240万9,000円の減額となっております。主な減額の要因は、令和2年度の社会体育施設委託料のうち、長期継続契約により履行していたアリーナ・トレーニング室管理運営委託業務及び夜間警備委託業務が令和2年6月で契約終期を迎えたことから、新たに業務委託の入札を行った結果、令和3年度は令和2年度と比較して予算が減額となっております。

なお、こちらの12番の委託料の中に先ほど議案で提案させていただきました指定管理料の200万円が含まれていることを申し上げます。

この後、出先機関であります中央公民館、白里公民館、図書室、中部コミュニティセンターにつきましては、総括して説明させていただきます。

はじめに、説明資料、中央公民館分をご覧ください。

1ページ、総括表です。歳入203万9,000円、対前年度比10.1パーセント増、歳出1,563万5,000円、対前年度比9.1パーセント増。今後も継続して教室等主催事業や産業文化祭文化の部などを行っていくとともに、施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

また、この後説明させていただきます白里公民館、中部コミュニティセンターと同じく、有料団体の同好会、サークル、一般利用団体の月2回の施設利用制限を見直し、部屋の空き状況に応じて利用制限を緩和し、教育使用料としての歳入の増額を見込んでおります。

次に、説明資料、白里公民館分をご覧ください。

1ページ、総括表となります。歳入55万9,000円、対前年度比26.2パーセントの増、歳出564万9,000円、対前年度比17.0パーセントの減。中央公民館と同様、継続して教室等主催事業を行っていくとともに、施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料、図書室分をご覧ください。

1ページをご覧ください。歳入4万円、対前年度比24.5パーセントの減、歳出4,148万7,000円、対前年度比4.3パーセントの増。老朽化が進んでいる保健文化センターの維持管理については、優先順位を考慮しながら順次改修していきたいと考えております。

また、図書購入費が削減となっておりますが、その中でも市民が求める本を優先的に購入

していきたいと考えております。

最後に、説明資料、中部コミュニティセンター分をご覧ください。

1 ページ、総括表です。歳入99万6,000円、対前年度比5.1パーセントの増額、歳出897万7,000円、対前年度比5.1パーセントの減となっております。中央公民館及び白里公民館と同様、継続して教室等主催事業を行っていくとともに、施設の維持管理に努めてまいります。

以上、大変雑駁ですが、当課が所管する令和3年度当初予算の概要を説明させていただきました。その他、ご不明な点につきましては、ご質問の中で順次対応させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました議案について、ご質問等があればお願いいたします。

宮間委員。

○宮間文夫委員 図書室、1 ページ、09-05-06、図書室一般事務費2,894万5,000円、令和2年度よりもアップしてはいますが、その理由をお示してください。

○委員長（岡田憲二委員長） 佐久間さん。

○佐久間直美生涯学習課図書室長 まず、図書室施設維持管理費でございますが、こちらは減額となっております。昨年度は特殊建築物等の内容が10年度に一度の赤外線探査がございましたため、例年よりも令和2年度は金額が上がっております。

続きまして、図書室一般事務費、こちら令和3年度金額が上がっておりますが、図書室会計年度任用職員の賃金が報酬に変わりましたため、また賃金アップ、それから期末手当が加算されますので、金額が上がっております。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 2 ページの15款の市営サッカー場使用料がゼロになっていますけれども、これに関連して8 ページの12節委託料、サッカー場は多分幾らくらいの予算で計上されているんですか、サッカー場の委託料。サッカー場は一応指定管理するという前提の下で、こういう予算を組んだのでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 この一般会計の予算の中にサッカー場に関します歳入と歳出は入ってございません。入ってるんですけども、すみません、サッカー場については

指定管理を行っていますので、先ほど申し上げましたとおり、200万円として計上してございます。申し訳ございません。

○堀本孝雄委員 委託料で200万円ということね。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 8ページの12番の委託料の中に入っております。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 じゃ、なぜ、この歳入のほうに市営サッカー場はゼロというのはもう入ってこないという前提のことですか。今まで七、八十万円入っていたものが、このゼロというのは、どういう前提の下でゼロということですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 鬼原さん。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 今のご質問ですが、歳入のほうはゼロ、どういう理由かというご質問かと思いますが、こちらにつきましては、指定管理を行いますので、指定管理に伴っての収入は、全て指定管理者のほうに入ってきます。ですから、今回3年度予算、今現在指定管理を見込んだ予算で、指定管理を行う前提の予算になっていますので、その関係で収入のほうはゼロという見込みという形になっております。

○委員長（岡田憲二委員長） ちょっといいですか。今指定管理者が決定してという前提の下にそういうふうになっているんでしょう。これもし議会で否決したらどうなるのか。

石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その旨につきましては、財政課とも……執行停止となります。

○委員長（岡田憲二委員長） そうしないと、否決して、これまたどこかに入ってきて可決しておったら、またおかしくなる。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 200万円につきましては、執行停止となります。

○委員長（岡田憲二委員長） それでいいかな、執行停止になる。大丈夫だね。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 はい。それは財政課に確認しております。

○委員長（岡田憲二委員長） 議会で承認得られなければ、執行停止にするということでしょう。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 はい、そうです。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 こういう場合はプロだから、予算執行の勉強して、こういう場合はゼロと

ということで、ゼロということは、あれがないということなんだよ。収入が前提としてもうできないということなんだよ。こういう場合は1円だとかいう形で載せておくほうが普通だと思うんだけど、ゼロということは、この受入れはないということの前提のことだけれども、このへんはどうなんですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 ここに出している部分では、1の7の2という項目の中の割り振りで、サッカー場の内訳としてはゼロになっておりますけれども、大きな項目の1の7の2節の中では、社会体育使用料含めて入ってくるような形態になっておりますので、もし予算が執行停止されたとしても、サッカー場の利用については、指定管理が行われなかった場合は当然貸出しを直営で行いますので、それについては普通にまた同時に貸出しして、使用料を得て、ここに入ってくるということを想定しております。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 予算の項目に載せる場合は、こういう場合は、そうじゃないと数字が合わなくなるということだと思うんだけど、本来は、項目ゼロということは項目がないということで受入れできないということになっちゃうよ。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 例えば社会体育施設使用料を個々に振り分けると、こういう項目を足したものがなるんでございますけれども、全体的な予算の中では社会体育使用料として受けますので、その中に入ってきますので、結果的にそこに、直営した場合にサッカー場が幾ら入っていたかという決算は出てくるものです。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 図書室で書籍の購入費は現状の予算の中ではいかがですか。足りているのか、本当はもっと欲しいのか、そこをちょっと。

○委員長（岡田憲二委員長） 佐久間さん。

○佐久間直美生涯学習課図書室長 今まで潤沢に資料費がついていたと思っております。こういった財政下で、財政健全のため5パーセントの削減となっておりますが、本の置き場所も今だいぶ苦勞しております。施設の老朽化、また施設の狭隘化に対応するために職員の時間が取られております。そういったことを考慮いたしますと、5パーセントは致し方ないか

などは感じております。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございますから、生涯学習課の皆さん、ご苦勞さまでした。退席していただいて結構です。

（教育委員会生涯学習課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、生涯学習課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思います。どうぞ意見を出してください。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 この予算を見まして、先ほどの議案の28号は通るという前提の下の予算というふうな感じを受けます。私は、この予算書についても、また議案等についても、先ほど私言っているように、ありきという前提の下で出ていますから非常に疑念があります。

以上です。

（「委員長、副委員長一任でお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、以上で生涯学習課の付託議案の審査及び新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第17号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございましたらどうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 挙手総員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

それでは、議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、皆さんのご意見を求めます。どうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第23号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第23号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第24号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号 指定管理者の指定について、ご意見及び討論等ございませんか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 予算書にあるように、議案28号は、当初から当委員会の議案は通るという前提の下でつくってあります。私は非常にこの委員会を愚弄というか、委員会の在り方等をどういうふうに見ているか、非常に不満がある。そういうわけで、ぜひ皆さんもこの議案28号については、これで終わりということではなくて、5年、10年あれするわけですから、十分考えていただいて審議していただきたいなと思います。

○委員長(岡田憲二委員長) ほかに。

森委員。

○森 建二委員 まず、概念として、この事業そのものがきちんとうまくいくのであれば、市民にとって非常にメリットがあると思います。ただ、今回はちょっと会社がいろいろ問題が、問題があるという言い方がよろしいのか分かませんが、非常にちょっと市議会議員として、この会社に依頼をすることに賛成はしかねると考えますので、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○委員長(岡田憲二委員長) 宮間委員。

○宮間文夫委員 これ、いろいろ議論しているんだけど、大網白里市サッカー場は、管理していてそんなに利用者もないような場所ですよ。けれども、市の財政であそこを整備して、あそこを基盤に、サッカー関係としての話ですけれども、サッカー場ですからね。あそこを基軸にして、まちおこしをしようというための施設整備の財源はない。最後の最後でしょうね、きっと。もっともっと困っている人いっぱいいるから。

そこで、民間企業の活力を生かして、あそこをプレゼンで述べているように、人工芝にして、夜間照明もつけて、立派な運営をしていくという形で候補者にしたんでしょうけれ

ども、私はこれが本会議でどのようになるか分かりませんが、可決した場合には、しっかりと皆さんが心配しているような財源であったり、例えば融資証明だったり、見積りだったり、きちっとなつて、そこにしっかりとした担保を持った契約をしていただくことを前提に、賛成いたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 私も、地域にサッカーチームのコーチとかしている方いらっしゃいますけれども、大網白里市の中ですばらしい環境のサッカー場ができるのであれば、本当に応援していきたいと思えますし、それが市の活性化につながればいいなと思ったんですけれども、今回は本当に指定管理の会社は、こういったことが出てきてちょっとびっくりしたんですけれども、いずれは子どもたちのためにも大網白里市でそういうサッカー場ができればいいなという希望もありながら、今回の件に関しては反対をさせていただきますけれども、いずれそうなることを望みたいと思えます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 私も利用する方々が、本当に環境のよいところでスポーツができればと思いますが、この事業者の問題はちょっと賛成できかねますので、私は反対させていただきます。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、各委員の皆さんの意見をお聞きいたしました。

これで、議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成少数。

よって、議案第28号は否決いたしました。

次に、議案第33号 令和2年度大網白里市病院事業会計補正予算についてのご意見及び討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、議案第33号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成総員。



よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査、令和3年度予算概要聴取についてを終了といたします。

---

◎その他

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、その他でございますが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） なければ、以上で協議事項とその他について終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） それでは、以上をもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

長時間、ご苦勞さまでした。

（午後 5時13分）